奈良県地震防災対策
アクションプログラム

奈良盆地東縁断層帯　　奈良公園近辺（奈良市内）

平成１８年４月

奈　良　県

は　じ　め　に

近年、本県に影響を及ぼす海溝型地震の東南海・南海地震や、内陸型地震の奈良盆地東縁断層帯、中央構造線断層帯、生駒断層帯などによる地震の発生が懸念されています。

このため、県では平成１４年度から平成１６年度まで３か年計画で第２次奈良県地震被害想定調査を実施し、この結果を踏まえ平成１７年８月に地域防災計画の見直しを行いました。そして、地震災害に強い奈良県づくりを目指し、地域防災計画の実効性を高めるため、県が実施する地震防災対策を体系化した、個別の項目ごとの具体的な実施計画である奈良県地震防災対策アクションプログラムを今回新たに策定しました。

このプログラムは、国の地震防災戦略の考え方に準じ、大規模地震発生時の想定人的被害を今後１０年間で半減することを減災目標とし、さらに２８の具体目標を設定しました。これらの目標を達成するため１０の施策の柱を設定し、３０１項目のアクション項目を定めました。

今後、防災協働社会の実現に向けて、県ではこのプログラムに基づき、国、市町村、防災関係機関、県民、企業など様々な主体と役割を分担しながら地震防災対策を積極的に推進して参ります。

県民の皆様も、大規模地震の発生に備え、水・食糧などの備蓄、住宅の耐震化、家具の転倒防止対策の実施、地域の自主防災活動への参加など実践的な活動を進めていただきますようお願い申し上げます。

最後に、本プログラム策定にあたり、アクションプログラム策定検討委員会においては河田恵昭委員長（京都大学防災研究所長）をはじめ専門委員の先生方に、作業部会や重点課題検討会においては林春男教授（京都大学防災研究所巨大災害研究センター長）など多くの先生方に、また、地震防災戦略についてご指導いただきました上総周平参事官（内閣府地震・火山対策担当）には大変お世話になりました。この場をお借りしましてお礼申し上げます。

平成１８年４月

奈良県知事　　柿　本　善　也

目　　次

Ⅰ　アクションプログラム策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・　1

Ⅱ　アクションプログラムの基本理念と減災目標・・・・・・・・・・　2

Ⅲ　アクションプログラムの考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

Ⅳ　アクション項目の分類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5

Ⅴ　アクションプログラム体系図・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7

Ⅵ　アクションプログラム一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8

１ 地震に強い県土をつくる・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8
２ 地域の防災力を向上させる・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１１
３ 的確な防災情報処理を実施する・・・・・・・・・・・・・・・・　１３
４ 人的資源を確保する・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５
5-1 いのちを守る ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１７
5-2 安全・安心を守る ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２０
5-3 生活基盤を安定させる ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２１
5-4 県民の生活を支援する ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２２
5-5 古都奈良のイメージを守る ・・・・・・・・・・・・・・・・・　２４
６ 復興を視野に入れる・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２５

Ⅶ　アクションプログラムの具体目標・・・・・・・・・・・・・・・・　２８

Ⅷ　アクションプログラムの推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・　２９

資料編目次

Ⅰ　奈良県地震防災対策アクションプログラムの概要・・・・・・・　資１

Ⅱ　アクションプログラムの構造化（連関図の作成）・・・・・・・　資２

Ⅲ　アクションプログラムの策定体制・・・・・・・・・・・・・・・　資５

Ⅳ　アクションプログラム策定スケジュール・・・・・・・・・・・　資７

Ⅴ　用語解説集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　資９

Ⅰ　アクションプログラム策定の背景

１．大規模地震発生の恐れ

国の地震調査委員会によると、東南海地震、南海地震の今後３０年以内の発生確率はそれぞれ６０％と５０％程度（平成 18 年 1 月１日時点）と公表されており、今世紀前半の発生が懸念されています。

また、奈良盆地東縁断層帯及び中央構造線断層帯による地震は、今後３０年以内の発生確率がほぼ０～５％程度で、我が国の主な９８の活断層の中では発生確率が高いグループに属し、生駒断層帯による地震はほぼ０～０．１％程度で、やや高いグループに属すると評価されました。

一方、本県で実施した第２次奈良県地震被害想定調査結果（平成１６年１０月公表）では、東南海地震、南海地震などの海溝型地震が発生した場合、奈良県内での直接的な被害は少ないものの、電力やガス等の供給障害、道路・鉄道のネットワーク支障や、南部などの山間部では土砂災害による孤立化が懸念されています。

また、奈良盆地東縁断層帯などの内陸型地震が発生した場合は、建物・人的被害等が甚大となり県民生活に大きな影響を与えることが改めて明らかとなりました。

第２次奈良県地震被害想定調査結果概要

地震名	マグニチュード	死者（人）	住家全壊（棟）	建物火災（件）
奈良盆地東縁断層帯	7.5	5,153	119,535	1,199
中央構造線断層帯	8.0	4,319	98,086	995
生駒断層帯	7.5	4,257	98,123	971
東南海・南海地震同時発生	8.6	4	1,253	－

２．アクションプログラムの必要性

県では、バランスのとれた自助・共助・公助による防災協働社会を実現し、安全・安心の奈良県づくりを目指すため、第２次奈良県地震被害想定調査結果等を踏まえ、戦略的に地震防災対策を進めます。

昨年８月にその基本となる「奈良県地域防災計画（震災対策計画編）」を改訂しましたが、各種施策に振り向けることができる資源が有限であり、また、施設等の整備に相当の期間を要するものがあることから、地域防災計画の実効性を高め、県が実施する地震防災対策を体系化して速やかに実施するため「地震防災対策アクションプログラム」を策定するものです。

Ⅱ　アクションプログラムの基本理念と減災目標

１．基本理念

２１世紀前半の地震活動期を生き抜くため、防災協働社会を実現し、安全・安心の奈良県づくりを目指す

２．減災目標

大規模地震発生時の想定人的被害（第２次奈良県地震被害想定調査値・２００４年）を今後１０年間で半減

国の地震防災戦略の考え方〔今後１０年間で東南海・南海地震の死者数を半減〕に準じ、今後１０年間で奈良県が目指すべき減災目標を上記のとおりとします。

また、減災目標を達成するため、「施策の柱」毎に具体目標を設定します（２８ページの一覧表参照)。

３．アクションプログラムの位置づけ

①アクションプログラムは、奈良県地域防災計画（震災対策計画編）に基づき実施する施策のうち、今後３０年を見据えて、当初の１０箇年で重点的に取り組む事業の実施計画です。

＜計画期間：平成１８～２７年度の１０箇年＞

②やまと２１世紀ビジョンとも整合を図りながら進めます。

＜計画期間：平成１８～４７年度の３０箇年（やまと２１世紀ビジョン）＞

＜計画期間：平成１８～２２年度の５箇年（実施計画）＞

③国（中央防災会議）の地震防災戦略とも整合を図りながら進めます。

＜計画期間：平成１７～２６年度の１０箇年＞

III　アクションプログラムの考え方

１．目的

地震災害に強い奈良県づくりを目指し、地域防災計画の実効性を高めるため、県が実施する地震防災対策を体系化した、個別の項目ごとの具体的な実施計画であるアクションプログラムを策定するものです。

２．計画期間

平成１８年度から平成２７年度までの１０箇年です。

３．アクションプログラムの体系

（１）施策の柱

地震防災対策の目的である地震被害の軽減を図るため１０の施策の柱を設定します。

1　地震に強い県土をつくる
2　地域の防災力を向上させる
3　的確な防災情報処理を実施する
4　人的資源を確保する
5　県民に対して５つのサービスを行う
5-1　いのちを守る
5-2　安全・安心を守る
5-3　生活基盤を安定させる
5-4　県民の生活を支援する
5-5　古都奈良のイメージを守る
6　復興を視野に入れる

（２）施策項目

施策の柱を推進するため４１の施策項目を設定します。

（３）アクション目標

施策項目を推進するため９４のアクション目標を設定します。

（４）アクション項目

アクション目標を推進するため３０１のアクション項目を設定し、実施期間、実施主体、県の役割、担当課を記載します。

４．計画の推進

（１）アクション項目の実施期間を以下のとおりに区分して推進します。

①短期：概ね２年程度で完了または集中実施

②中期：概ね５年程度で完了

③長期：１０年以上継続的に実施

（２）早期に実践すべきアクション項目については、平成１８年度から迅速に着手します。ただし、アクションプログラムの策定を待たずにすぐにでも着手すべきものは、平成１７年度から着手しています。

（３）計画の具体的な推進のため、適正な進行管理を行います。

（４）今後定期的に、アクションプログラムを見直します。

５．アクション項目具体化の検討に際しての留意点

（１）１つの手段だけではなく、多重的な代替・補完手段を考慮します。

（２）災害時に誰もが迅速に対応できるよう、分かりやすい内容にします。

アクションプログラムの体系

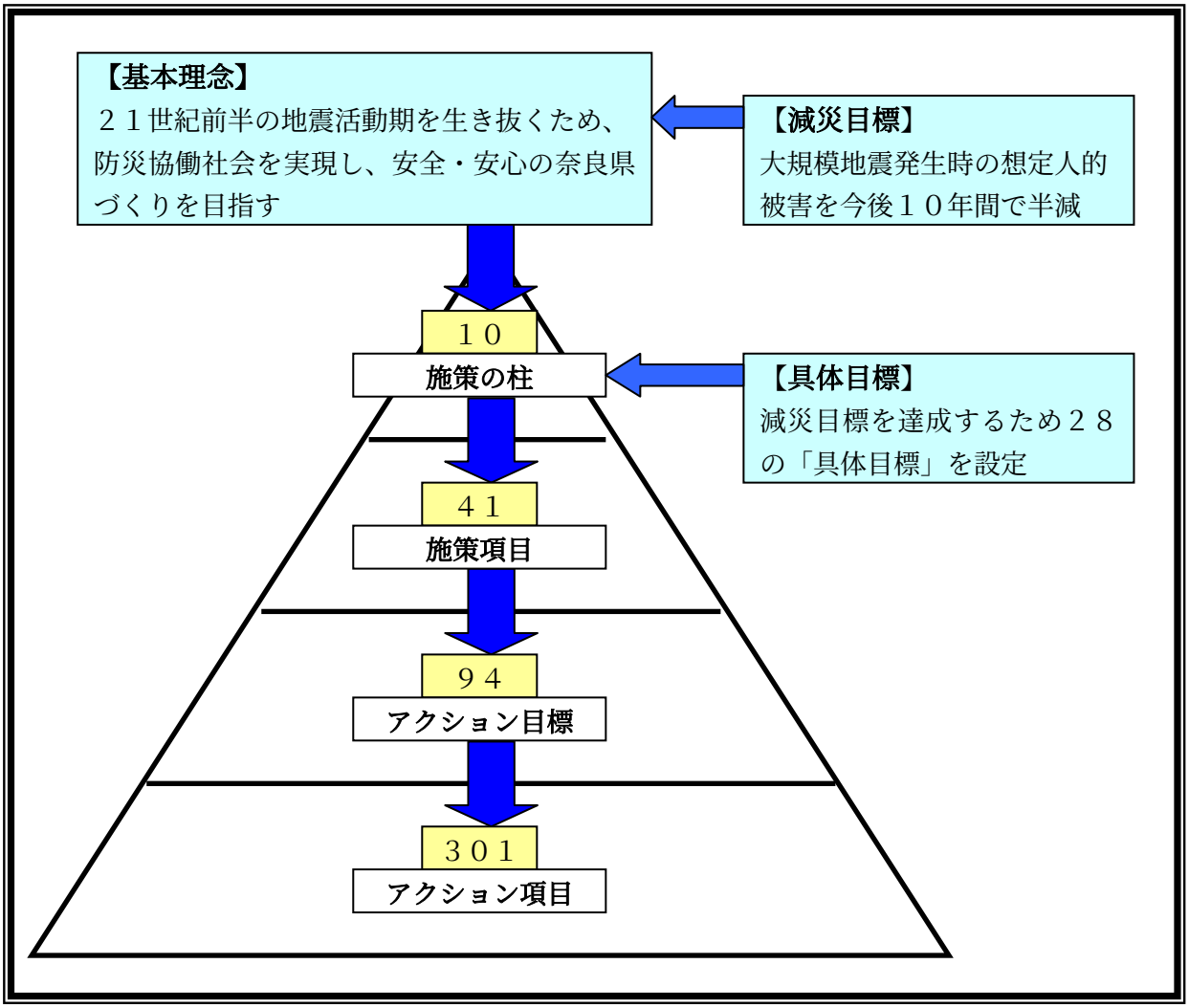

Ⅳ　アクション項目の分類

１．実施期間

アクション項目の短期・中期・長期の分類は、可能な限り短期に分類しています。

計画・マニュアル・指針等の作成、防災訓練の実施や県民への啓発事業については、原則として短期に分類しています。ただし、計画・マニュアル・指針等の見直し、防災訓練の実施や啓発事業は繰り返し継続して実施していきます。

災害に強い道路網の整備や災害対応の拠点となる施設の耐震化などについては、計画的に取り組む必要があるとともに財政的な制約もあることから長期に分類しています。

①短期（概ね２年程度で完了または集中実施）

＜例示＞

○啓発

家具・ロッカー等の転倒防止対策の啓発、自主防災組織の組織化の推進等

○連携の強化

ライフライン関係機関、災害ボランティア団体、市町村、国・他府県等との連携

○マニュアル作成

災害対策本部運営マニュアル、各課の業務別マニュアルの作成等

○指針・計画作成

県有建築物の耐震化促進指針、住宅・建築物耐震化促進計画の作成等

○訓練実施

災害対応訓練、幼稚園・学校等における防災教育・訓練の実施、道路啓開訓練の実施等

②中期（概ね５年程度で完了）

＜例示＞

○システム構築

総合防災情報システムの整備、河川・砂防情報システムの機能強化等

○施設整備

広域防災拠点の整備、県営水道施設の耐震化の促進等

○その他

企業の業務継続計画（BCP）の作成支援等

③長期（１０年以上継続的に実施）

＜例示＞

○基盤整備

道路整備、地すべり・急傾斜地崩壊対策、河川整備、ため池防災対策事業等

○耐震化

災害対応拠点施設・学校施設の耐震化促進、住宅・民間建築物の耐震化推進等

○その他

文化財の防火対策の推進等

２．実施主体

大規模な地震が発生した場合には、行政だけで全ての災害対応を行うことは困難であり、バランスのとれた自助（県民や企業などが自ら取り組むもの）・共助（地域やボランティア等が取り組むもの）・公助（県や市町村など行政が取り組むもの）による役割分担が必要です。このプログラムでは、アクション項目ごとに実施主体を以下のとおり分類しています。

①県・・・・・・・県（水道局、教育委員会、警察本部等を含む）
②国・・・・・・・国（地方支分部局、自衛隊等を含む）
③市町村・・・・・市町村（水道局、教育委員会、消防本部等を含む）
④防災関係機関・・社会福祉協議会･日本赤十字社・医師会等の公共的機関、
電気･ガス･輸送･通信・道路等の公益的事業を営む法人等
⑤県民・・・・・・県民、自主防災組織、文化財所有者、ＮＰＯ、ボランティア等
⑥企業・・・・・・企業、商店街、医療法人、学校法人、社会福祉法人等

３．県の役割

このプログラムでは、県が果たすべき役割を下記のとおり分類しています。

①直接・・・・・県が直接実施
②支援・・・・・他の実施主体が行う対策に対する人的・財政支援、情報・場所・
モノの提供、ガイドライン提示等
③助言・・・・・他の実施主体が行う対策に対する助言、文書依頼、要望等

４．県の担当課

アクション項目の担当課を記載しています。
８ページ以降の「Ⅵ　アクションプログラム一覧」の「担当課」欄に記載している「教)」は教育委員会、「警)」は警察本部の略です。

Ⅴ　アクションプログラム体系図

【基本理念】２１世紀前半の地震活動期を生き抜くため、防災協働社会を実現し、安全・安心の奈良県づくりを目指す

	施策の柱	施策項目	アクション目標数	アクション項目数
予防対策	1 地震に強い県土をつくる	1.1 地震に強い社会基盤整備を行う	3	9
		1.2 火災に強いまちづくりを推進する	2	7
		1.3 防災拠点を整備する	2	5
		1.4 建物の耐震化等を推進する	4	17
		1.5 ライフライン等の予防対策を実施する	3	7
		(小計)	14	45
	2 地域の防災力を向上させる	2.1 自主防災組織や企業など多様な主体の防災力を向上させる	9	25
		2.2 防災教育・啓発を行う	2	8
		(小計)	11	33
災害対応の資源	3 的確な防災情報処理を実施する	3.1 情報処理を標準化する	2	7
		3.2 防災情報システムを整備する	2	9
		3.3 情報インフラを整備する	1	4
		3.4 情報システムの信頼性・安全性を確保する	1	4
		(小計)	6	24
	4 人的資源を確保する	4.1 災害に強いひと・組織をつくる	3	9
		4.2 連携を推進する	3	13
		4.3 災害対応業務の標準化を行う	3	7
		(小計)	9	29
応急対策	5 県民に対して５つのサービスを行う			
	5-1 いのちを守る	5-1.1 被災者を救出・救助する	3	14
		5-1.2 安全に避難できるように支援する	1	2
		5-1.3 被災現場において救命救急活動を行う	2	6
		5-1.4 医療機関において救命救急活動を行う	3	7
		5-1.5 遺体への対応をする	2	3
		5-1.6 二次災害を防止する	3	5
		(小計)	13	37
	5-2 安全・安心を守る	5-2.1 安否確認を支援する	1	2
		5-2.2 通勤・通学の帰宅困難者を支援する	2	7
		5-2.3 治安を確保する	2	5
		(小計)	5	14
	5-3 生活基盤を安定させる	5-3.1 公共施設等の復旧に取り組む	1	6
		5-3.2 ライフラインを早急に復旧する	2	5
		5-3.3 緊急輸送の手段・ルートを確保する	1	8
		(小計)	4	19
	5-4 県民の生活を支援する	5-4.1 避難生活を支援する	2	5
		5-4.2 災害時要援護者を支援する	2	8
		5-4.3 水・食料・生活必需品を確保する	4	12
		5-4.4 保健衛生対策を実施する	2	7
		(小計)	10	32
	5-5 古都奈良のイメージを守る	5-5.1 文化財を保護する	3	9
		5-5.2 観光客の帰宅困難者を支援する	2	4
		5-5.3 観光産業を守る	1	2
		(小計)	6	15
復旧・復興	6 復興を視野に入れる	6.1 震災からの復興ビジョンを描く	1	1
		6.2 被災者のくらしとしごとの再建を支援する	3	11
		6.3 被災者のこころとからだを支える	1	5
		6.4 すまいを再建する	3	12
		6.5 まちを復興する	2	4
		6.6 中山間地域の復興を支える	2	7
		6.7 復旧・復興のために多様な資金を活用する	2	5
		6.8 経済被害の軽減のための復旧・復興対策を実施する	2	8
		(小計)	16	53
	合計：10の施策の柱	合計：41の施策項目	(合計) 94	301

Ⅵ　アクションプログラム一覧

前頁の体系図に基づき、施策の柱・施策項目・アクション目標・アクション項目の一覧を記載しています。
アクション項目には、実施期間・実施主体・県の役割・担当課を記載しています。分類の考え方は５～６ページをご覧ください。

１　地震に強い県土をつくる

地震に強い県土をつくるため、道路・河川整備、土砂災害対策などの基盤整備、火災に強いまちづくりの推進、住宅や建築物の耐震化などの予防対策を計画的かつ着実に実施します。

１．１　地震に強い社会基盤整備を行う

〔アクション目標〕1.1.1　防災を考慮した市街地整備を実施する

（アクション項目）	（実施期間）	（実施主体）	（県の役割）	（担当課）
1　県都市計画区域マスタープランに基づく市町村土地利用計画策定の推進(都市防災に考慮した市町村土地利用計画策定の推進）	中	県・市町村	助言	都市計画課
2　活断層上など危険な土地の利用についての検討	短	県	直接	防災統括室
3　狭隘道路対策の実施（都市計画道路の整備）	長	県・市町村	直接・助言	都市計画課
4　がけ地近接危険住宅・宅地造成危険個所対策の推進（危険な住宅の移転等）	長	県・県民	支援	建築課

〔アクション目標〕1.1.2　地盤災害危険区域の予防対策を行う

1　地すべり防止対策の実施	長	県・国	直接・助言	砂防課、河川課
2　急傾斜地崩壊対策の実施	長	県	直接	砂防課
3　山地災害危険箇所対策の実施（渓流等荒廃危険山地崩壊の未然防止等）	長	県	直接	林業基盤課
4　ため池防災対策の実施	長	県・市町村	直接・支援	耕地課

〔アクション目標〕1.1.3　長周期地震動及び液状化対策など新たな課題に取り組む

1　液状化対策の検討（地質ボーリング調査のデータベース化の検討等）	中	県・市町村	直接・助言	技術管理課、防災統括室

１．２　火災に強いまちづくりを推進する

〔アクション目標〕1.2.1　出火防止対策を実施する

1　出火防止対策の普及啓発の実施(出火防止のノウハウや不燃材の使用等の啓発）	短	県・市町村	直接・助言	建築課、防災統括室、消防救急課
2　安全装置付き機械器具の普及啓発の実施	短	県・市町村	直接・助言	防災統括室、消防救急課
3　復電時における通電火災の防止対策の普及啓発の実施	短	県・市町村	直接・助言	防災統括室、消防救急課

〔アクション目標〕1.2.2　延焼防止対策を実施する

1　火災発生時の延焼防止対策の推進（密集市街地や緊急輸送道路沿いの不燃化の実施等）	長	県・市町村・県民	直接・助言	都市計画課、住宅課、建築課
2　消防力の充実推進（水利の確保策について検討等）	短	県・市町村	直接・支援・助言	防災統括室
3　消防団の充実・強化への支援（市町村の消防設備等の整備促進を図るための支援）	長	県・市町村	支援	防災統括室
4　民間事業者における動力消防ポンプの設置などによる消防力強化の推進	短	県・市町村・企業	直接・助言	防災統括室、消防救急課

１．３　防災拠点を整備する

〔アクション目標〕1.3.1　広域防災活動拠点を整備する

（アクション項目）	（実施期間）	（実施主体）	（県の役割）	（担当課）
1　広域防災拠点の整備	中	県	直接	防災統括室
2　緊急ヘリポート適地のデータベース化（緊急ヘリポート適地のＧＩＳ化の検討）	中	県・市町村	直接・支援	防災統括室、消防救急課
3　ヘリポートの防災機能の強化	短	県	直接	交流政策課
4　各土木事務所の防災拠点としての整備（投光器、発電機等の資機材の整備）	中	県	直接	監理課

〔アクション目標〕1.3.2　防災空間を確保する

1　防災への活用ができる都市公園等の整備（避難地となる防災公園の整備の推進）	長	県・市町村	直接・助言	都市計画課

１．４　建物の耐震化等を推進する

〔アクション目標〕1.4.1　県有建築物の耐震化を実施する

1　県有建築物の耐震化促進指針の作成	短	県	直接	営繕課、住宅課、警）会計課、関係課
2　災害対応の拠点となる施設等の耐震化の促進	長	県	直接	営繕課、管財課
3　警察署等の耐震化の促進	長	県	直接	警）会計課
4　学校施設の耐震化の促進	長	県	直接	教）総務福利課
5　医療施設の耐震化の促進	長	県	直接	医大・病院課
6　福祉施設の耐震化の促進	長	県	直接	こども家庭課

〔アクション目標〕1.4.2　県有以外の公共建築物の耐震化を推進する

1　市町村有建築物の耐震化の推進（市町村有建築物、消防署等）	長	県・市町村	助言	建築課、防災統括室、消防救急課、教）総務福利課

〔アクション目標〕1.4.3　住宅・建築物の耐震化を推進する

1　住宅・建築物耐震化促進計画の作成	短	県・市町村	直接・助言	建築課
2　住宅の耐震改修・建て替えによる耐震化の推進（県民向け耐震診断・改修の意識啓発等）	長	県・市町村・県民	直接・支援・助言	建築課
3　民間建築物の耐震補強の推進（民間建築物所有者等に対する耐震化への意識啓発等）	長	県・企業	直接・助言	建築課、総務課、障害福祉課、長寿社会課、こども家庭課、医務課
4　耐震診断の推進（耐震診断技術者を派遣し、耐震診断費用の一部支援）	中	県・市町村	支援	建築課
5　耐震相談窓口の設置（耐震診断等のアドバイザーとして技術者の派遣を建築関係団体に委託等）	短	県・市町村	直接・助言	建築課
6　耐震補強を実施できる工務店の情報提供（耐震等のアドバイザー及び耐震工務店の情報提供等の体制整備を建築関係団体に要請等）	中	県・企業	直接・助言	建築課

〔アクション目標〕1.4.4　居住空間内外の安全確保対策を推進する

（アクション項目）	（実施期間）	（実施主体）	（県の役割）	（担当課）
1　家具、ロッカー等転倒防止対策の推進（「住まいづくりセミナー」における啓発等）	短	県・市町村・県民・企業	直接・助言	住宅課
2　ブロック塀等の倒壊防止対策の推進	短	県・市町村・県民	助言	建築課
3　自動販売機の転倒防止対策の推進（自動販売機設置業者との連携等）	短	県・市町村・企業	直接・助言	商工課、防災統括室
4　ガラスや屋外広告看板等の落下・飛散防止対策の推進（一定規模以上の既存建築物の所有者に対する安全確保についての指導助言等）	短	県・県民・企業	直接・助言	建築課・関係課

1．5　ライフライン等の予防対策を実施する

〔アクション目標〕1.5.1　ライフラインの早期復旧に向けた予防対策を行う

1　ライフライン関係機関との連絡体制の確立（県とライフライン事業者等による連絡体制の整備）	短	県・防災関係機関	直接・支援	防災統括室
2　ライフラインの復旧状況に係る情報の一元化を行う仕組みづくりの検討（ライフライン事業者等との情報を一元化し提供できる仕組みの検討）	短	県・防災関係機関	直接・支援	防災統括室

〔アクション目標〕1.5.2　上下水道の早期復旧に向けた予防対策を実施する

1　上水道施設の耐震化の促進（水管橋の落橋防止対策等）	中	県・市町村	直接・支援・助言	水道局、生活衛生課
2　下水道施設の耐震化の促進（処理場の耐震補強対策等）	中	県・市町村	直接・助言	下水道課

〔アクション目標〕1.5.3　公共土木施設等の予防対策を実施する

1　災害に強い道路網の整備（道路の拡幅や道路橋の耐震補強対策の実施等）	長	県・国・市町村・防災関係機関	直接・支援・助言	道路建設課、道路維持課、都市計画課
2　災害に強い河川整備（河川改修事業、ダム建設事業、河川維持補修事業等）	長	県・国・市町村	直接・支援・助言	河川課
3　電線地中化の促進（電線類の地中化による緊急輸送路・避難路の確保）	長	県・国・市町村	直接・支援・助言	道路維持課、道路建設課、都市計画課

2　地域の防災力を向上させる

県民・自主防災組織・企業・学校など地域における多様な主体の地域防災力を向上させるため、広報誌・パンフレットの作成、ホームページの充実、防災講演会・県政出前トークの開催、防災教育・防災訓練の実施など多様な機会を活用した啓発活動を実施していきます。

2．1　自主防災組織や企業など多様な主体の防災力を向上させる

〔アクション目標〕2.1.1　自主防災組織の活性化を図る

（アクション項目）	（実施期間）	（実施主体）	（県の役割）	（担当課）
1　自主防災組織の組織化の推進（市町村・住民への意識啓発等）	短	県・市町村・県民	直接・支援・助言	防災統括室
2　自主防災組織の活性化の推進（リーダー養成、地域での防災訓練の実施等）	短	県・市町村・県民	直接・支援・助言	防災統括室

〔アクション目標〕2.1.2　消防団活動の活性化を図る

1　消防団活動の活性化の推進（消防団員の確保対策等）	短	県・市町村・県民	直接・支援・助言	消防救急課

〔アクション目標〕2.1.3　企業防災活動の活性化を図る

1　企業防災連絡会の開催（企業の防災担当者、責任者との意見交換会の実施）	短	県・市町村・企業	直接・助言	商工課、防災統括室
2　企業の災害時業務継続計画（ＢＣＰ）作成の支援（企業業務継続計画作成支援のための講演会開催等）	中	県・市町村・企業	直接・支援・助言	商工課、防災統括室
3　商店街における防災活動の活性化の推進（商店街等の地域性を考慮した自主防災組織の活動事例集作成等）	短	県・市町村・企業	直接・支援・助言	金融・商業振興課、防災統括室

〔アクション目標〕2.1.4　各種団体における防災活動の活性化を図る

1　各種団体における活性化方策の検討（各種団体の活性化方策の検討）	短	県・市町村・防災関係機関・企業	直接・助言	防災統括室、関係課

〔アクション目標〕2.1.5　防災の担い手となる児童・生徒等に教育・訓練を実施する

1　幼稚園・学校等における防災教育・訓練の実施（子どもたちの発育段階に応じた防災教育指導案例の作成等）	短	県・国・市町村・企業	直接・支援・助言	教）教育企画課・保健体育課
2　教職員を対象とした防災教育研修会の実施（防災教育先進的な取組から、各学校における今後の取組の検討等）	短	県・市町村	直接・支援	教）教育研究所
3　学校・家庭・地域及び関係機関が連携した防災教育・訓練の実施	短	県・市町村・防災関係機関・県民・企業	直接・支援・助言	教）保健体育課

〔アクション目標〕2.1.6　災害ボランティアと協働する

1　災害ボランティアの受援体制の検討（県災害ボランティア本部の設置等）	短	県・市町村・防災関係機関・県民・企業	直接・支援・助言	県民生活課
2　災害ボランティア団体・関係機関との連絡会の開催（災害救援活動のネットワークづくり）	短	県・市町村・県民・企業	直接・助言	県民生活課
3　災害ボランティアの活動内容の検討（市町村災害ボランティアセンター設置マニュアルの作成等）	短	県・市町村・防災関係機関・県民	直接・支援・助言	県民生活課
4　災害ボランティアコーディネーターの養成及び登録制の実施	中	県・市町村	直接・支援	防災統括室
5　専門技術ボランティアの活動内容の検討（医療ボランティアの確保、情報の提供、配置調整等を円滑に行うための方策の検討等）	短	県・防災関係機関・企業	直接・助言	医務課、建築課、防災統括室
6　専門技術ボランティアの養成及び登録制の実施	短	県・防災関係機関・企業	直接・助言	医務課、建築課、防災統括室

〔アクション目標〕2.1.7　多様な主体間の連携を強化する

（アクション項目）	（実施期間）	（実施主体）	（県の役割）	（担当課）
1　多様な主体間の協働関係構築のための支援等の検討	短	県・市町村・防災関係機関・県民・企業	直接・支援	防災統括室

〔アクション目標〕2.1.8　多様な主体における防災計画の策定等を支援する

1　多様な主体における防災計画の策定の支援（自主防災組織、企業、ボランティア、ＮＰＯ等が連携して防災対策にあたれるよう、協働関係の構築の検討等）	短	県・市町村・県民・企業	支援	防災統括室
2　多様な主体における防災マニュアル例の提示（事業所等向け防災マニュアルガイドラインの提示等）	短	県・市町村・県民・企業	支援	防災統括室
3　様々な防災訓練方法の提示（様々な防災訓練について、パンフレット等により提示）	短	県・市町村・県民・企業	直接・支援	防災統括室
4　防災アドバイザー派遣制度の検討（地域の防災活動を担う「防災士」の養成等）	短	県・市町村・県民・企業	直接・支援	防災統括室

〔アクション目標〕2.1.9　表彰制度を充実させる

1　防災功労自主防災組織の表彰の実施	短	県・市町村	直接・助言	防災統括室
2　防災功労消防団(員)の表彰の実施	短	県・市町村	直接・助言	消防救急課
3　防災功労企業・団体等の表彰の実施	短	県・市町村	直接・助言	防災統括室
4　防災功労者の表彰の実施	短	県・市町村	直接・助言	防災統括室

2．2　防災教育･啓発を行う

〔アクション目標〕2.2.1　防災教育・啓発の内容を明確化し、充実させる

1　住民・地域向けの啓発内容の明確化及び充実（住民・地域向けパンフレットの作成、浸水想定区域図の作成等）	短	県・市町村・県民	直接・助言・支援	防災統括室、河川課、関係課
2　企業向けの啓発内容の明確化及び充実（企業防災教育の普及・支援等）	短	県・市町村・企業	直接・助言	商工課、防災統括室、薬務課、環境政策課
3　病院向けの啓発内容の明確化及び充実（病院職員を対象に防災教育・啓発のための研修実施等）	短	県・市町村・企業	直接・支援・助言	医務課、医大・病院課
4　福祉施設向けの啓発内容の明確化及び充実（定期的な防災訓練の実施等）	短	県・市町村・企業	直接・支援・助言	福祉政策課、障害福祉課、長寿社会課、こども家庭課
5　学校における防災教育カリキュラムの整備（各学校において防災教育カリキュラムの作成等）	短	県・国・市町村・企業	直接・支援	教）教育企画課・保健体育課

〔アクション目標〕2.2.2　多様な機会を活用する

1　広報紙・パンフレット・ホームページ等の活用（広報誌・パンフレット・ホームページ等において防災情報を掲載し啓発の実施等）	短	県・市町村	直接・助言	広報広聴課、防災統括室、関係課
2　防災講演会、県政出前トーク等での啓発活動の実施	短	県・市町村	直接・助言	防災統括室、建築課、関係課
3　イベント会場等での啓発活動の実施（効果的なイベントを選定し、啓発活動の実施）	短	県・市町村	直接・助言	防災統括室、建築課、関係課

3　的確な防災情報処理を実施する

災害対応業務を確実に実施するため、的確な情報処理システムを構築するとともに、情報インフラの整備を進め、信頼性・安全性を確保した総合防災情報システムを整備します。

3．1　情報処理を標準化する

〔アクション目標〕3.1.1　情報内容を明確化する

（アクション項目）	（実施期間）	（実施主体）	（県の役割）	（担当課）
1　防災情報システム検討会を開催（総合防災情報システムの検討）	短	県	直接	防災統括室、関係課
2　被災記録方法のマニュアル化の推進（被害報告様式の作成）	短	県・市町村	直接・助言	防災統括室、関係課
3　防災関係機関との連携強化の促進（災害対応訓練の合同実施等による連携強化等）	短	県・市町村	直接・支援	防災統括室

〔アクション目標〕3.1.2　情報処理業務を明確化する

1　情報処理業務マニュアルの作成（被害報告マニュアル等の作成）	短	県・市町村	直接・助言	防災統括室、関係課
2　情報処理システム運用訓練の実施	短	県・市町村	直接・支援	防災統括室
3　災害対応マニュアルのデータベース化	短	県・市町村	直接・支援	防災統括室、関係課
4　災害時の個人情報の取り扱いの検討	短	県・市町村・防災関係機関・企業	直接・支援	総務課、防災統括室

3．2　防災情報システムを整備する

〔アクション目標〕3.2.1　情報を収集する

1　被害情報収集システムの充実（大規模地震発生時の効率的・効果的な情報収集の検討等）	中	県・市町村	直接・支援	防災統括室
2　河川・砂防システムの機能強化の促進（土砂災害警戒情報などの多様な手段による提供等）	中	県・市町村	直接・支援	河川課、砂防課
3　携帯電話を利用した被害映像収集システムの検討	中	県・市町村	直接・支援	防災統括室

〔アクション目標〕3.2.2　情報を発信する

1　防災情報ホームページの内容の充実	短	県・市町村	直接・支援	広報広聴課、防災統括室
2　地理情報システム（ＧＩＳ）を利用した情報発信システムの検討	中	県・市町村	直接・支援	防災統括室
3　携帯電話への防災情報発信システムの検討（携帯メールマガジン「ミニなら」による防災情報の提供等）	短	県・市町村	直接・支援	広報広聴課、防災統括室
4　防災無線を利用した関係機関への情報発信システムの充実	中	県・市町村	直接・支援	防災統括室
5　災害時要援護者への情報提供システムの検討（市町村が実施する情報提供システムの構築支援のためのガイドラインの検討等）	短	県・市町村	直接・支援	福祉政策課、障害福祉課、長寿社会課、こども家庭課、観光課、文化国際課、防災統括室
6　マスコミと連携した情報発信体制の強化（情報発信体制の構築、コミュニティーＦＭを活用した防災情報の提供等）	短	県・市町村・企業	直接・助言	広報広聴課、防災統括室

３．３　情報インフラを整備する

〔アクション目標〕3.3.1　通信基盤を整備する

（アクション項目）	（実施期間）	（実施主体）	（県の役割）	（担当課）
1　大和路情報ハイウェイを利用した防災情報システムの構築（大和路情報ハイウェイへの市町村接続の実施等）	短	県・市町村	直接・支援	情報システム課、防災統括室
2　ＣＡＴＶを利用した防災情報発信システムの構築（山間地域に都市型ケーブルテレビ施設の整備等）	中	県・市町村	直接・支援	情報システム課、防災統括室
3　防災行政無線のデジタル化の促進（映像装置のデジタル化の実施）	短	県	直接	防災統括室
4　衛星携帯電話の配備	短	県	直接	防災統括室

３．４　情報システムの信頼性･安全性を確保する

〔アクション目標〕3.4.1　システムを安定的に運用する

1　防災関連システムサーバの多重化の促進（情報システムに係るサーバ等について多重化の検討等）	中	県・市町村	直接・助言	情報システム課、防災統括室
2　コンピュータ等の転倒防止対策の促進（各システム管理者に対し、転倒防止策の実施についての啓発等）	短	県・市町村	直接・助言	情報システム課、防災統括室
3　情報機器の非常電源接続化を検討（各システム管理者に対する非常用電源接続化の啓発等）	短	県・市町村	直接・助言	情報システム課、防災統括室
4　災害発生時のシステム保護マニュアルの作成	短	県・市町村	直接・助言	情報システム課、防災統括室

4 人的資源を確保する

災害対応業務を確実に実施するため、災害対応マニュアルの整備・見直し、災害対応訓練などの継続実施による災害に強いひと・組織づくりや、国・他府県・市町村・防災関係機関などとの連携強化を推進して、災害対応力を向上させます。

4.1 災害に強いひと･組織をつくる

〔アクション目標〕4.1.1　職員の災害対応能力を高める

（アクション項目）	(実施期間)	（実施主体）	（県の役割）	(担当課)
1　災害対応研修の充実	短	県・市町村	直接・支援	自治能力開発センター、防災統括室
2　県外の災害現場への職員の派遣指針の作成	短	県・市町村	直接・助言	防災統括室、人事課
3　災害対応の経験を有する人材の活用（災害対応業務担当ＯＢ職員の活用の検討）	短	県・市町村	直接・助言	防災統括室、人事課

〔アクション目標〕4.1.2　初動体制を充実する

1　発災時の緊急連絡網の充実（多重的な連絡手段の充実等）	短	県・市町村	直接・助言	全課
2　参集訓練の実施	短	県・市町村	直接・助言	防災統括室、関係課
3　職員参集基準等の見直しの検討	短	県	直接	防災統括室、関係課

〔アクション目標〕4.1.3　組織の運営体制を充実する

1　災害対策本部の機能強化（代替施設の整備）	短	県・市町村	直接・助言	防災統括室
2　災害情報センターの機能強化	短	県	直接	広報広聴課、県民生活課
3　現地災害対策本部の検討（被災パターンに応じた設置・運営の検討）	中	県	直接	防災統括室

4.2 連携を推進する

〔アクション目標〕4.2.1　市町村との連携を強化する

1　市町村との情報共有の促進（市町村との連絡会の開催等）	中	県・市町村	直接・助言	防災統括室、関係課
2　市町村版アクションプログラムの作成の支援	短	県・市町村	直接・支援	防災統括室
3　災害発生時の速やかな職員派遣指針の作成	短	県・市町村	直接・支援	防災統括室、人事課
4　市町村の災害対応業務の支援	短	県・市町村	直接・支援	防災統括室、関係課

〔アクション目標〕4.2.2　国や他府県との広域連携を強化する

（アクション項目）	（実施期間）	（実施主体）	（県の役割）	（担当課）
1　国との連携強化（国の本省や出先機関と平時からの連携強化）	短	県・国	直接	防災統括室、関係課
2　広域受援計画の作成（自衛隊、警察、消防等の受援計画の作成等）	短	県・市町村	直接・支援・助言	防災統括室、消防救急課、関係課
3　広域応援体制の検討	短	県	直接	防災統括室、関係課
4　近畿２府７県相互の広域連携を促進	短	県	直接	防災統括室、関係課
5　広域被災を想定した遠隔県との連携を促進	短	県	直接	防災統括室

〔アクション目標〕4.2.3　多様な主体との連携を強化する

1　防災関係機関との連携を促進（災害対応訓練の合同実施による連携の強化）	短	県・国・市町村・防災関係機関	直接・助言	防災統括室
2　多様な主体との連携を促進（経済団体、機能団体等）（新たな協定の締結や内容の充実等）	短	県・市町村・企業	直接・助言	防災統括室、関係課
3　最新の地震に関する研究成果の取得及びデータベース化（国や大学などの研究成果を防災対策への活用）	短	県・国・市町村	直接・支援	防災統括室
4　専門家との連携強化（地震防災の専門家からの助言を得るための普段からの連携強化）	短	県	直接	防災統括室

4．3　災害対応業務の標準化を行う

〔アクション目標〕4.3.1　災害対応業務の対象と範囲を明確化する

1　災害時に継続する、停止する業務等の整理（被災県の事例調査等）	短	県・市町村	直接・支援	防災統括室、関係課

〔アクション目標〕4.3.2　災害対応マニュアルを作成する

1　災害対策本部運営マニュアルの作成	短	県・市町村	直接・支援	防災統括室
2　広報・報道対応マニュアルの作成	短	県・市町村	直接・支援	広報広聴課
3　業務別マニュアルの作成（各課で必要な災害対応マニュアルの作成・見直し）	短	県・市町村	直接・支援	全課

〔アクション目標〕4.3.3　災害対応訓練を実施する

1　全庁的な災害対応訓練の実施（図上訓練の実施）	短	県・市町村	直接・支援	防災統括室、関係課
2　テーマ別の災害対応訓練の実施（関係課での図上訓練の実施）	短	県・市町村	直接・支援	防災統括室、関係課
3　防災総合訓練の充実（訓練内容を充実させ、防災関係機関との連携を強化）	短	県・国・市町村・防災関係機関・県民・企業	直接・支援	防災統括室、関係課

5－1　いのちを守る

地震発生後、被災者のいのちを守るため、生き埋めになった人の救出・救助活動、けがをした人の救命・救急活動、避難誘導、二次災害防止対策などを実施します。

5－1．1　被災者を救出･救助する

〔アクション目標〕5-1.1.1　救出・救助用資機材を整備し、訓練を実施する

（アクション項目）	（実施期間）	（実施主体）	（県の役割）	（担当課）
1　救出・救助活動を行うために必要な資機材の整備の推進（警察が救助活動を行うための資機材整備等）	中	県・市町村	直接・助言	警）警備第二課、防災統括室、消防救急課
2　救出・救助活動を行うために必要な訓練の推進	短	県・市町村	直接・助言	警）警備第二課

〔アクション目標〕5-1.1.2　迅速な活動体制を確立する

1　コミュニティによる救助のための体制整備の啓発の実施（自主防災組織の活性化対策のため防災カレッジ、防災講演会等での啓発）	短	県・市町村・県民	直接・助言	防災統括室
2　消防団の充実・強化のための支援（消防団員の確保対策等の実施）	短	県・市町村・県民	支援・助言	消防救急課
3　消防本部間の連携強化の推進	短	県・市町村	助言	消防救急課
4　自衛隊・消防・警察相互間の連携強化の促進（災害対応訓練を合同で実施）	短	県・国・市町村・防災関係機関	直接	防災統括室、消防救急課、警）警備第二課
5　企業防災活動推進の働きかけの実施	短	県・市町村・企業	直接・助言	商工課、防災統括室
6　孤立化に備えた体制整備の啓発の実施（山間部）	短	県・市町村・県民	直接・助言	防災統括室
7　ヘリコプターによる救急・救助体制の整備	短	県・国・市町村	直接・助言	消防救急課

〔アクション目標〕5-1.1.3　広域応援体制を確立する

1　近隣府県への応援要請マニュアルの作成（傷病者の搬送及び受入、医療救護班の派遣等の応援要請マニュアルの作成等）	短	県	直接	医務課
2　遠隔県への応援要請マニュアルの作成（医療救護等についての応援要請マニュアル作成等）	短	県	直接	医務課
3　自衛隊への応援要請マニュアルの作成	短	県・国・市町村	直接・助言	防災統括室
4　消防庁（緊急消防援助隊）への応援要請マニュアルの作成	短	県・国・市町村	直接・助言	消防救急課
5　国への応援要請マニュアルの作成	短	県・国	直接	防災統括室

5－1．2　安全に避難できるように支援する

〔アクション目標〕5-1.2.1　避難勧告・指示の基準を明確にする

1　警戒避難及び避難勧告等の体制の確立	中	県・国・市町村・県民	直接・支援・助言	河川課、砂防課、防災統括室
2　避難計画の見直しの推進（市町村に避難計画見直しの要請）	短	県・市町村・県民	支援	防災統括室

５－１．３　被災現場において救命救急活動を行う

〔アクション目標〕5-1.3.1　救命救急スタッフの充実を図る

（アクション項目）	（実施期間）	（実施主体）	（県の役割）	（担当課）
1　災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）の整備（資質向上のため国が実施する研修の受講等）	短	県	直接	医務課
2　救急救命士の養成	短	県・市町村	支援	消防救急課
3　トリアージ体制の充実（トリアージ・タッグの増刷、災害拠点病院・保健所・消防機関などへの配布等）	短	県・市町村・防災関係機関・企業	直接・支援	医務課、医大・病院課

〔アクション目標〕5-1.3.2　搬送体制を確立する

1　ドクターカーの配備の検討	中	県	直接	医務課
2　負傷者の搬送車両の確保	短	県・市町村	支援	消防救急課
3　救急患者受入可能情報提供システムの充実（県域を越える広域災害などに対応したシステムの更新）	短	県	直接	医務課

５－１．４　医療機関において救命救急活動を行う

〔アクション目標〕5-1.4.1　医療・病院スタッフを確保する

1　医療・病院スタッフの提供	短	県・市町村・企業	直接・支援	医務課、医大・病院課
2　医薬品の調達体制の整備（発災後３日間必要な医薬品の流通備蓄等）	短	県・企業	直接・支援	薬務課

〔アクション目標〕5-1.4.2　医療施設を確保する

1　災害拠点病院機能の充実（災害拠点病院の施設・設備への支援）	長	県・防災関係機関	直接・支援	医務課
2　孤立した地域における医療機能の確保（広域災害・救急医療情報システムを活用した他の医療機関からの診療応援の実施）	短	県・市町村・企業	直接・支援	医務課
3　被災した医療施設の代替施設の確保（広域災害・救急医療情報システムを活用した他の医療機関に搬送するための支援）	短	県・市町村・企業	直接・支援	医務課

〔アクション目標〕5-1.4.3　医療機関のライフラインを確保する

1　耐震性貯水槽の整備	長	県・市町村・企業	直接・支援	医務課、医大・病院課
2　補助電源用燃料の確保	短	県・市町村・企業	直接・助言	医務課、医大・病院課

５－１．５　遺体への対応をする

〔アクション目標〕5-1.5.1　遺体安置所・火葬場を確保する

1　遺体収容施設の確保（活用可能な県施設について市町村への情報提供）	短	県・市町村	支援	防災統括室
2　火葬場の広域連携の確立（火葬場のデータベース化等）	短	県・市町村	直接・助言	生活衛生課

〔アクション目標〕5-1.5.2　身元不明者を確認する

1　死体見分等の実施（災害発生時における検視要員を確保）	短	県・防災関係機関	直接、助言	警）捜査第一課、医務課

5－1．6 二次災害を防止する

〔アクション目標〕5-1.6.1　被災施設での二次災害を防止する

（アクション項目）	（実施期間）	（実施主体）	（県の役割）	（担当課）
1　被災建築物・宅地判定の実施	短	県・市町村・企業	直接・支援	建築課
2　被災建築物応急危険度判定士の育成	短	県・市町村・企業	直接・支援	建築課
3　被災宅地危険度判定士の育成	短	県・市町村・企業	直接・支援	建築課
4　応急危険度判定マニュアルの充実（全国被災建築物応急危険度判定協議会等で検討）	短	県・市町村	直接・支援	建築課

〔アクション目標〕5-1.6.2　危険地域を指定する

1　危険地域の指定及び斜面判定士の育成（土砂災害警戒区域等の指定、斜面判定士の育成）	中	県	直接	砂防課

5－2　安全･安心を守る

いのちの危機を脱した後、被災者の安全・安心を守るため、安否確認の支援、通勤・通学者などの帰宅困難者対策、被災地での治安の確保などの取り組みを実施します。

5－2．1　安否確認を支援する

〔アクション目標〕5-2.1.1　安否情報の確認手段を確立する

（アクション項目）	（実施期間）	（実施主体）	（県の役割）	（担当課）
1　安否確認システムの検討（安否確認について県・市町村の役割分担等の検討）	短	県・市町村	直接・助言	防災統括室
2　平常時より連絡確認する方法の周知（災害伝言ダイヤルの周知等）	短	県・市町村	直接・助言	防災統括室

5－2．2　通勤･通学の帰宅困難者を支援する

〔アクション目標〕5-2.2.1　帰宅する手段を確保する

1　帰宅困難者支援マニュアルの作成	短	県・市町村	直接・支援	防災統括室
2　公共交通機関等との連携強化	短	県・防災関係機関	直接・助言	防災統括室
3　帰宅困難者の避難所の確保対策の推進	短	県・市町村・企業	直接・助言	防災統括室
4　支援協定の締結拡大	短	県・市町村・企業	直接・助言	防災統括室

〔アクション目標〕5-2.2.2　帰宅困難者への情報提供を行う

1　各事業所・学校への啓発（災害時における従業員・生徒の帰宅行動の啓発等）	短	県・市町村・企業	直接・助言	防災統括室
2　帰宅ルートの検討(エリア別ルートの検討等)	短	県・市町村・企業	直接・助言	防災統括室
3　支援協定締結事業者との連携強化	短	県・市町村・企業	直接・助言	防災統括室

5－2．3　治安を確保する

〔アクション目標〕5-2.3.1　治安確保の体制を整備する

1　自主防犯活動への支援（地域安全情報の提供や自主防犯活動に対する指導等各種支援の実施）	短	県・県民	直接・支援	警）生活安全企画課
2　警備業協会との連絡及び協力（被災時における緊急輸送路確保のための交通誘導、被災地区の防犯パトロール等）	短	県・企業	直接	警）生活安全企画課

〔アクション目標〕5-2.3.2　治安活動を実施する

1　被災地、避難所等における犯罪の予防	短	県・市町村	直接・助言	警）生活安全企画課
2　各種相談活動の推進（非常時における県民の身近な不安を解消するため、罹災者に対し犯罪被害等に関する適正且つ効果的な相談活動の実施）	短	県	直接	警）生活安全企画課
3　地域安全情報の収集と分析及び検討	短	県	直接	警）生活安全企画課

５－３　生活基盤を安定させる

県民生活の安定を早期に取り戻すため、災害対応の拠点となる施設やライフラインの早期復旧、緊急輸送路の確保などの取り組みを実施します。

５－３．１　公共施設等の復旧に取り組む

〔アクション目標〕5-3.1.1　公共施設等の機能の早急な復旧を図る

（アクション項目）	（実施期間）	（実施主体）	（県の役割）	（担当課）
1　災害対応の拠点となる施設の復旧対策の実施	短	県・市町村	直接・助言	営繕課、管財課、関係課
2　防災無線の通信設備の早急な復旧対策の実施	短	県・市町村	直接・助言	防災統括室
3　警察署等の復旧対策の実施	短	県	直接	警）会計課
4　学校施設の早急な復旧対策の実施	短	県・市町村・企業	直接・助言	教）総務福利課、総務課
5　医療施設の早急な復旧対策の実施	短	県・市町村・企業	直接・助言	医務課、医大・病院課
6　福祉施設の早急な復旧対策の実施	短	県・市町村・企業	直接・支援・助言	福祉政策課、障害福祉課、長寿社会課、こども家庭課

５－３．２　ライフラインを早急に復旧する

〔アクション目標〕5-3.2.1　関係機関（電気、ガス、通信、鉄道等）との連絡体制を確立する

1　ライフライン連絡協議会の設置	短	県・防災関係機関	直接・支援	防災統括室
2　ライフライン企業への情報提供（県管理用道路の復旧情報などを提供できる体制整備等）	短	県・防災関係機関	直接・支援	道路維持課、防災統括室

〔アクション目標〕5-3.2.2　上下水道を早急に復旧する

1　上水道施設の早急な復旧対策の実施（資機材の確保等）	短	県・市町村	直接・支援	生活衛生課、水道局
2　下水道施設の復旧対策の実施（資機材の確保等）	短	県・市町村	直接・助言	下水道課
3　災害対応マニュアルの作成（市町村（水道事業体）における水道防災力の向上となる水道防災計画策定の推進等）	短	県・市町村	直接・支援	生活衛生課、水道局

５－３．３　緊急輸送の手段･ルートを確保する

〔アクション目標〕5-3.3.1　緊急輸送路を確保する

1　緊急輸送道路の確保（道路橋の耐震補強対策の実施等）	長	県・国・市町村・防災関係機関	直接・助言	道路維持課、道路建設課
2　道路啓開訓練の実施（マニュアル作成と訓練の実施）	短	県・国・市町村・防災関係機関	直接・助言	道路維持課
3　緊急輸送路の見直し及び迂回路等の検討（平成9年3月に策定された緊急輸送道路ネットワーク計画の見直し）	短	県・国・市町村・防災関係機関	直接・助言	道路維持課
4　放置車両の撤去に伴う民間団体の協力確保	短	県・企業	直接・助言	警）交通規制課
5　道路交通状況の実態把握	短	県	直接	警）交通規制課
6　交通規制の実施（緊急交通路を確保するため現場警察官による交通規制の実施）	短	県	直接	警）交通規制課
7　交通情報の収集及び提供	短	県	直接	警）交通規制課
8　緊急通行車両等の確認	短	県	直接	警）交通規制課

５－４　県民の生活を支援する

不自由な避難生活を余儀なくされる県民の生活を支援するため、避難生活の支援、災害時要援護者の支援、水・食料・生活必需品の確保、保健衛生対策などの取り組みを実施します。

５－４．１　避難生活を支援する

〔アクション目標〕5-4.1.1　避難所を確保する

（アクション項目）	（実施期間）	（実施主体）	（県の役割）	（担当課）
1　県有施設の活用について情報の提供（防災目的として活用可能な県有施設のデータベース化）	短	県・市町村	直接・助言	管財課、防災統括室、関係課
2　民間施設の活用の検討（民間施設の活用について、市町村や関係者との協議・検討実施）	短	県・市町村・防災関係機関・県民・企業	助言	防災統括室

〔アクション目標〕5-4.1.2　避難所に必要な機能を検討する

1　避難所運営ガイドラインの作成（市町村や自主防災組織等が避難所を開設・運営する場合の具体的なノウハウをまとめた指針の策定）	短	県・市町村	支援・助言	防災統括室
2　避難所における情報システムの検討（各市町村への情報発信及び受信方法等の検討）	短	県・市町村	直接・助言	防災統括室、情報システム課
3　被災者相談窓口の開設マニュアルの作成（生活相談に関する事例集の作成）	短	県・市町村	直接・助言	広報広聴課

５－４．２　災害時要援護者を支援する

〔アクション目標〕5-4.2.1　災害時要援護者の支援指針を策定する

1　災害時要援護者支援体制ワーキンググループの設置・運営	短	県	直接	防災統括室、関係課
2　災害時要援護者の特性に応じた支援マニュアルの策定	短	県・市町村・県民・企業	直接・支援・助言	福祉政策課、障害福祉課、長寿社会課、こども家庭課、健康増進課
3　災害時要援護者のデータベース化の推進（避難支援体制を確保するため、支援を要する人のリスト化の推進）	中	県・市町村・県民・企業	直接・支援・助言	福祉政策課、障害福祉課、長寿社会課、こども家庭課、健康増進課
4　災害時要援護者に配慮した避難所運営指針の作成（要援護者の特性に応じた機能等を有する避難所運営ガイドラインの策定）	短	県・市町村・県民・企業	直接・支援・助言	福祉政策課、障害福祉課、長寿社会課、こども家庭課、健康増進課
5　災害時要援護者向け避難所として福祉施設等の活用の検討（要援護者の特性毎の対応が可能な社会福祉施設の活用の検討）	短	県・市町村・県民・企業	直接・支援・助言	福祉政策課、障害福祉課、長寿社会課、こども家庭課、健康増進課

〔アクション目標〕5-4.2.2　災害時要援護者を支援する体制を確保する

1　災害時要援護者支援のための意識啓発の実施（パンフレット等の作成・配布による要援護者の特性に応じた支援にかかる意識啓発の実施）	短	県・市町村・県民・企業	直接・支援・助言	福祉政策課、障害福祉課、長寿社会課、こども家庭課、健康増進課
2　福祉施設・介護保険事業所の役割分担の検討（各施設等の機能・役割に応じた支援体制等の検討）	短	県・市町村・県民・企業	直接・支援・助言	福祉政策課、障害福祉課、長寿社会課、こども家庭課、健康増進課
3　専門職（介護職員、ケアマネージャー）の活用方策の検討（平時における支援者・支援機関との連携を確保した支援体制構築等の検討）	短	県・市町村・県民・企業	直接・支援・助言	障害福祉課、長寿社会課

５－４．３　水･食糧･生活必需品を確保する

〔アクション目標〕5-4.3.1　水・食糧・生活必需品の備蓄を行う

1　公的備蓄の促進（流通備蓄を含む）（関係事業者及び備蓄量の把握と供給体制の整備促進）	短	県・市町村	直接・支援	福祉政策課、農政課、商工課
2　適正な備蓄場所の選定（保管施設の環境に配慮した備蓄場所の選定）	短	県・市町村	直接・助言	防災統括室、福祉政策課
3　自助・共助の備蓄の啓発（防災講演会、県政出前トーク等での啓発活動の実施等）	短	県・市町村・県民・企業	直接・支援・助言	防災統括室、商工課

〔アクション目標〕5-4.3.2　救援物資配給の仕組みをつくる

（アクション項目）	（実施期間）	（実施主体）	（県の役割）	（担当課）
1　救援物資の発送留意事項の啓発（救援物資取扱等に関する基準設定、マニュアルの作成等）	短	県・市町村	直接・支援	福祉政策課、農政課、商工課、防災統括室
2　救援物資の集約場所の検討（適切な救援物資集約場所の検討）	短	県・市町村	直接・支援	福祉政策課、農政課、商工課、防災統括室
3　救援物資の管理体制の検討（救援物資取扱等に関する基準設定、マニュアルの作成等）	短	県・市町村	直接・支援	福祉政策課、農政課、商工課、防災統括室
4　救援物資の配分方策の検討（救援物資供給体制づくりに応じた配分方策の検討）	短	県・市町村・企業	直接・支援	福祉政策課、農政課、商工課、防災統括室
5　各種業界団体との応援協定締結の検討(トラック、タクシーなどの関係団体等)	短	県・市町村・企業	助言	金融・商業振興課、防災統括室
6　避難所の物資状況の把握方策の検討	短	県・市町村・企業	直接・支援	福祉政策課、農政課、商工課、防災統括室

〔アクション目標〕5-4.3.3　上水を確保する

1　貯水施設・設備を活用した給水拠点の確保（市町村における「水道防災計画」策定の推進支援等）	短	県・市町村	直接・支援・助言	生活衛生課、水道局
2　応急給水栓の設置（大規模災害時における給水確保のため、県水送水管に応急給水栓の設置）	中	県	直接	水道局

〔アクション目標〕5-4.3.4　生活用水を確保する

1　災害時に利用可能な予備水源(地下水・湧き水・雨水)確保の推進（井戸所有者等の協力による防災井戸制度の検討）	短	県・市町村	支援・助言	生活衛生課、防災統括室

5－4．4　保健衛生対策を実施する

〔アクション目標〕5-4.4.1　住民への衛生対策を行う

1　災害時感染症マニュアルの策定	短	県・市町村	直接・支援	健康増進課
2　災害時食品衛生管理体制の整備（避難所及び炊き出し等の衛生管理体制のマニュアル化）	中	県・市町村・県民・企業	直接・支援・助言	食品・生活安全課
3　地域に応じたトイレ機能の確保についての検討（都市部や山間部など地域性に応じた検討の実施）	短	県・市町村	直接・助言	廃棄物対策課、防災統括室
4　防疫・保健衛生用資機材の調達（消毒液、噴霧器等）（県内保有資機材の調査等実施）	短	県・市町村	直接・助言	健康増進課
5　愛玩動物の管理方策の検討（保護収容場所の確保等について市町村、関係団体等との検討の実施）	短	県・市町村	直接・助言	生活衛生課

〔アクション目標〕5-4.4.2　住民への健康対策を行う

1　医療相談コーナーの設置マニュアルの作成（保健師等による避難所での健康相談マニュアルの作成）	短	県・市町村	直接・支援	医務課
2　巡回医療チームの派遣マニュアルの作成（保健師等による巡回医療相談マニュアルの作成）	短	県・市町村	直接・支援	医務課

５－５　古都奈良のイメージを守る

古都奈良のイメージを守るため、地震から文化財を守り後世に伝えていくための文化財防災対策や、多くの観光客に対する帰宅困難者支援、また観光産業を守るための対策などの取り組みを実施します。

５－５．１　文化財を保護する

〔アクション目標〕5-5.1.1　文化財所有者に意識啓発を図る

（アクション項目）	（実施期間）	（実施主体）	（県の役割）	（担当課）
1　文化財所有者への意識啓発の実施（防火意識の啓発のためポスター、チラシ等の作成）	短	県・市町村・県民	直接・助言	文化財保存課
2　文化財管理者の防災訓練の実施（文化財防火デー等に防災訓練の実施）	短	県・市町村・県民	直接・助言	文化財保存課
3　文化財の防火対策の推進（火災等の被害を防ぐため消火設備等防災設備等の整備推進）	長	県・市町村・県民	支援・助言	文化財保存課
4　文化財の耐震化対策の推進	長	県・市町村・県民	支援・助言	文化財保存課

〔アクション目標〕5-5.1.2　文化財を守るための手段を確保する

1　保護すべき文化財のデータベース化（復旧被害額算定等のための有形文化財基礎データ収集とデータベース化）	長	県・市町村・県民	直接	文化財保存課
2　文化財所有者と地域住民との連携（文化財保護指導委員による普及啓発活動の実施等）	短	県・市町村・県民	直接・支援・助言	文化財保存課、防災統括室
3　文化財の転倒防止対策の推進（免震装置の整備等美術工芸品の保存修理時における転倒防止対策の推進）	長	県・市町村・県民	支援・助言	文化財保存課

〔アクション目標〕5-5.1.3　復興資金を集める仕組みをつくる

1　"奈良の文化財を守るファンド"の設立の検討（被災後の復旧対策にかかる財源確保のための奈良文化財ファンド設立の検討）	中	県・県民	支援・助言	文化財保存課
2　指定寄付金制度の周知（指定寄付金制度活用のための情報提供等）	中	県・県民	支援・助言	文化財保存課

５－５．２　観光客の帰宅困難者を支援する

〔アクション目標〕5-5.2.1　観光客の帰宅困難者対策をする

1　観光客の帰宅困難者対策の促進（帰宅困難となった観光客の支援マニュアル策定等の策定等）	中	県・市町村・防災関係機関・企業	直接・助言	観光課
2　観光客への情報提供方策の検討	短	県・市町村・防災関係機関・企業	直接・助言	観光課
3　関係業界・団体との連携	中	県・市町村・防災関係機関・企業	直接・助言	観光課

〔アクション目標〕5-5.2.2　外国人観光客対応の仕組みをつくる

1　外国人観光客対策の促進（やさしい日本語や多言語による災害情報の提供体制の促進）	短	県・市町村・防災関係機関・県民・企業	直接・支援	文化国際課、観光課

５－５．３　観光産業を守る

〔アクション目標〕5-5.3.1　事業継続を目指す

1　観光関連産業の実態の把握（県内観光関連団体の協力による実態調査の実施等）	中	県・市町村・企業	直接・助言	観光課
2　風評被害対策の検討（まほろば大使やインターネットを活用した、奈良情報の配信による風評被害の未然防止策等の検討）	短	県・市町村・企業	直接・助言	観光課、文化国際課

6　復興を視野に入れる

災害からの早期復興を目指すため、被災者のくらしとしごとの再建、被災者のこころとからだのケア、すまいの再建、まちの復興、中山間地の復興、復旧・復興のための資金確保、経済被害の軽減のための復旧・復興対策などの取り組みを実施します。

6.1　震災からの復興ビジョンを描く

〔アクション目標〕6.1.1　震災復興本部を設置する

（アクション項目）	（実施期間）	（実施主体）	（県の役割）	（担当課）
1　震災復興本部の組織・運営の検討	短	県・市町村	直接・支援	防災統括室・関係課

6.2　被災者のくらしとしごとの再建を支援する

〔アクション目標〕6.2.1　り災証明発行業務を標準化する

1　り災証明マニュアルの作成（県内市町村におけるり災証明発行業務の統一化を図るためのマニュアル策定）	短	県・市町村	直接・支援	防災統括室
2　り災証明発行業務事前研修の実施等（市町村研修会の実施、被災建築物の被災度区分判定の啓発）	短	県・市町村・企業	直接・支援	防災統括室・建築課

〔アクション目標〕6.2.2　生活再建を支援する

1　生活再建にかかる事例集の作成（過去の災害における教訓集の作成）	短	県・市町村	直接・支援	防災統括室
2　災害情報センターの設置（ワンストップサービスの実施）（災害情報センターの機能、体制、情報の流れの検討等）	短	県・市町村	直接・助言	広報広聴課、県民生活課、関係課
3　健康、就労、ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）等のそれぞれの問題に対応できる相談員の設置	短	県・国・市町村	直接・助言	広報広聴課、こども家庭課、健康増進課、県民生活課、男女共同参画課、雇用労政課
4　外国人向けに多言語対応の実施（国際交流活動団体等の参画による在住外国人生活相談窓口の設置の検討）	短	県・市町村・県民	直接・助言	文化国際課

〔アクション目標〕6.2.3　生活資金を確保する

1　義援金の募集等について日赤、報道機関、金融機関等との連絡体制の確立（義援金対応マニュアルの策定等）	短	県・市町村・防災関係機関	直接・助言	出納局
2　生活再建支援金等の支給（被災者生活再建支援制度市町村担当者研修会の実施等）	短	県・市町村	直接・助言	防災統括室
3　災害援護資金等の特別融資の実施（災害救助法市町村担当者会議における啓発の実施等）	短	県・市町村	直接・助言	福祉政策課、保険福祉課、こども家庭課
4　税金の減免等の検討（税務関係の対応マニュアルの策定等）	短	県・市町村	直接・助言	税務課
5　地震保険の啓発	短	県・市町村・県民・企業	直接・助言	防災統括室

6.3　被災者のこころとからだを支える

〔アクション目標〕6.3.1　被災者の健康、こころとからだのケアを実施する

1　被災者の特徴に応じたこころとからだのケアマニュアルを作成（保健所活動マニュアルの充実等）	短	県・市町村	直接・支援	健康増進課、文化国際課、障害福祉課、長寿社会課、男女共同参画課、教）保健体育課・教育研究所
2　災害時のメンタルヘルスに関する啓発の実施（市町村保健福祉事業担当者研修の項目への組み入れ等）	短	県・市町村	直接・支援	健康増進課
3　被災者の特徴に応じたこころのケアのできる人材の育成（災害時のストレス関連障害に対応可能な人材育成支援を視野に入れた研修会の実施）	短	県・市町村	直接・支援	健康増進課
4　被災者に対するこころとからだのケアの実施	短	県・市町村	直接・支援	健康増進課
5　被災者の特徴に応じたこころとからだのケアの実施（女性、子ども等）（女性相談コーナーの設置やスクールカウンセラーの緊急派遣体制等の整備）	短	県・市町村	直接・支援	健康増進課、文化国際課、障害福祉課、長寿社会課、男女共同参画課、教）保健体育課・教育研究所

6．4　すまいを再建する

〔アクション目標〕6.4.1　被災者の応急仮設住宅を確保する

（アクション項目）	(実施期間)	（実施主体）	（県の役割）	(担当課)
1　応急仮設住宅対策マニュアルの作成	短	県・市町村	直接・支援	住宅課
2　公営住宅の空き部屋情報連絡体制の確立（被災者の応急仮設住宅として利用するため県・市町村営住宅の空き家情報の収集把握、情報提供の実施）	短	県・市町村	直接・支援	住宅課
3　応急仮設住宅用地に関する情報の把握とデータベース化	中	県・市町村	支援	住宅課
4　災害時に使用可能な県有地リストの作成（応急仮設住宅確保のため使用可能な大規模未利用県有地のリストの作成）	短	県・市町村	直接・支援	管財課
5　応急仮設住宅建設にかかる関係団体との連携強化（応急仮設住宅の迅速な建設のため(社)プレハブ建築協会との協定締結）	短	県・市町村	直接・支援	住宅課
6　民間住宅活用の検討（宅地建物取引業協会等との協力による応急仮設住宅としての民間賃貸住宅活用の検討）	短	県・市町村	直接・支援	住宅課
7　被災住宅での生活継続の検討（災害救助法に基づく住宅の応急修理を実施するためのマニュアルの作成等）	短	県・市町村・防災関係機関・県民	直接・助言	住宅課、防災統括室

〔アクション目標〕6.4.2　倒壊した建物等を撤去する

1　建物等の解体・処理マニュアルの作成	中	県・市町村	直接・支援	廃棄物対策課、技術管理課、防災統括室
2　建物等の解体・処理についての国への要望（倒壊家屋等の公費解体についての国への要望）	短	県	直接	廃棄物対策課、技術管理課、防災統括室
3　業者に対する行政指導マニュアルの検討（災害時における廃棄物処理業者に対する行政指導マニュアルの検討の実施）	中	県・市町村	直接・支援	廃棄物対策課、技術管理課、防災統括室

〔アクション目標〕6.4.3　住宅の復興を支援する

1　復興住宅建設指針の検討（必要に応じた用地確保や建設にかかる連絡調整体制整備の検討等）	中	県・市町村	直接・支援	住宅課
2　被災者の住宅再建支援金の充実の要望（被災者生活再建支援金の適用範囲等拡大について国への要望の実施）	短	県	直接	防災統括室

6．5　まちを復興する

〔アクション目標〕6.5.1　災害からの復興まちづくり（まちの復興）を進める

1　都市基盤の復興の促進（区画整理事業の活用）	長	県・市町村	直接・助言	都市計画課、住宅課
2　復興（都市）計画作成の支援	長	県・市町村	直接・助言	都市計画課、住宅課

〔アクション目標〕6.5.2　災害廃棄物処理を実施する

1　災害廃棄物処理マニュアルの作成（リサイクルに配慮）	中	県・市町村	直接・支援	廃棄物対策課、技術管理課、防災統括室
2　広域応援体制の推進（国や他府県との広域連携による処理体制の検討）	中	県・市町村	直接・支援	廃棄物対策課、技術管理課、防災統括室

6．6　中山間地域の復興を支える

〔アクション目標〕6.6.1　中山間地域の孤立化防止の対策を促進する

（アクション項目）	（実施期間）	（実施主体）	（県の役割）	（担当課）
1　孤立地域のデータベース化（孤立可能性のある集落の状況調査結果のデータベース化）	短	県・市町村	直接・支援	防災統括室
2　備蓄物資等の搬送体制の検討（ヘリコプター等を活用した物資等の搬送体制の整備の検討）	短	県・市町村	直接・支援	福祉政策課、防災統括室
3　情報孤立を防ぐため通信機器の配備（災害時貸出用衛星携帯電話の整備による通信手段の確保）	短	県・市町村	直接・支援	防災統括室、情報システム課
4　中山間地域における孤立化防止のための林道の活用（広域的基幹的な林道の開設）	長	県・市町村	直接・助言	林業基盤課
5　中山間地域における道路・河川などの早期復旧（緊急輸送路を速やかに啓開するためのマニュアルの作成）	短	県・国・市町村	直接・助言	道路維持課、河川課、砂防課

〔アクション目標〕6.6.2　中山間地域の産業の復興を検討する

1　農林業の継続・再建の検討	中	県・市町村	直接・助言	農政課、農業経営課、農業水産振興課、耕地課、林政課
2　新たな産業創造の検討	中	県・市町村・県民・企業	助言・支援	工業支援課、商工課、金融・商業振興課

6．7　復旧･復興のために多様な資金を活用する

〔アクション目標〕6.7.1　民間資金を活用する

1　復興事業の証券化（ミニ公募債の発行）の検討（市町村がミニ市場公募債により復興事業の資金確保のため対象事業・発行手続き等の整理検討）	短	県・市町村	助言	市町村課
2　災害復興宝くじの発行の検討	短	県	直接	防災統括室、財政課

〔アクション目標〕6.7.2　国費を活用する

1　地震対策に係る財政支援の国への要望の実施	短	県・市町村	直接・助言	総合政策課、関係課
2　高補助率事業の積極的活用（国庫補助事業を得た復旧・復興事業の計画的実施方策の検討）	短	県・市町村	直接・助言	林業基盤課、監理課、都市計画課、建築課、関係課
3　被災県の復旧・復興事業に関する事業リストの整理	短	県・市町村	直接・助言	監理課、砂防課、建築課、関係課

6．8　経済被害の軽減のための復旧･復興対策を実施する

〔アクション目標〕6.8.1　被災企業等が業務の継続を図れるよう対策を講じる

1　行政による法人活動の継続支援（各企業における業務継続計画の策定支援の実施）	短	県・市町村・企業	直接・支援・助言	商工課、金融・商業振興課、防災統括室
2　日本銀行・金融機関と資金確保等について検討（防災会議委員への就任による連携強化等検討）	短	県・国・企業	直接	金融・商業振興課、防災統括室
3　中央卸売市場の早急な復旧対策の実施	中	県・企業	直接・支援	農政課
4　農林漁業制度融資の周知等（災害資金の周知等）	短	県・市町村・企業	支援	農業経営課、農業水産振興課、林政課

〔アクション目標〕6.8.2　県経済の活性化を視野に入れた復興対策を検討する

1　コミュニティビジネスの活性化（商店街等におけるコミュニティビジネスの活性化検討）	中	県・市町村・県民・企業	支援・助言	工業支援課、商工課、金融・商業振興課
2　ベンチャー企業の育成（創業間もない企業に対する経営支援による地域経済の活性化等の推進）	短	県・市町村・企業	支援・助言	工業支援課、商工課、金融・商業振興課
3　復興ブランド品の企画・販売の検討	中	県・市町村・県民・企業	支援・助言	商工課、金融・商業振興課、工業支援課
4　復興特区の認定申請方策の検討	短	県・市町村	直接・助言	商工課、金融・商業振興課、工業支援課

Ⅶ　アクションプログラムの具体目標

減災目標を達成するため２８の具体目標を設定しました。目標は５年後（２０１０年）の中間目標値を挙げており、１０年後（２０１５年）の最終目標値は中間評価の際に、国の地震防災戦略に掲げてある数値目標等と整合を図り設定します。

施策の柱	具体目標	具体目標値（2010年）	基準値（年度）	
1　地震に強い県土をつくる	土砂災害危険箇所の整備率	２２．７％	２０．１％(2005)	1
	広域防災拠点数	５箇所	４箇所(2005)	2
	住宅の耐震化率	７０％	５９．１％(2003)	3
	家具の固定率	３７．７％	２４．４％(2005)	4
2　地域の防災力を向上させる	自主防災組織の組織率	６４．５％	２７．１％(2005)	5
	企業の災害時業務継続計画の策定率	２５％	－	6
	奈良県学校地震防災教育推進プランに基いた、幼稚園・学校等における防災訓練の実施率	１００％	－	7
3　的確な防災情報処理を実施する	総合防災情報システムによる災害情報提供内容数	１３種類	－	8
	ハザードマップ（洪水・土砂災害）を作成した市町村の割合	１００％	４．６％(2005)	9
4　人的資源を確保する	災害対策本部施設数	２箇所	１施設(2005)	10
	災害対応訓練の回数	２２回／年	３回／年(2005)	11
	関係課等での応急対応マニュアル数	８０個	３０個(2004)	12
	民間等との協定締結数（累計）	４０本	２６本(2005)	13
5-1　いのちを守る	緊急消防援助隊の登録隊数	３７隊	３０隊(2005)	14
	救急救命士数（累計）	３１２名	２２７名(2005)	15
	被災建築物応急危険度判定士の登録者数	１，２３０名	１，２２９名(2005)	16
	被災宅地危険度判定士の登録者数	１７０名	１６４名(2005)	17
5-2　安全・安心を守る	帰宅困難者対策支援協定締結団体数	１０団体	２団体（2005)	18
	自主防犯ボランティア団体の設立数	７００団体	５４９団体(2005)	19
5-3　生活基盤を安定させる	ライフライン関係機関の防災訓練実施回数（累計）	９回	１回(2005)	20
	緊急輸送道路の整備率	７８％	７５．７％(2005)	21
5-4　県民の生活を支援する	災害時要援護者支援マニュアルを策定した市町村の割合	１００％	－	22
	広域防災拠点等における県民用食料の備蓄数	468,602食	130,198食（2005）	23
	震災後７日間に必要な水の確保割合	１００％	１１．７％(2005)	24
5-5　古都奈良のイメージを守る	警報機器（火災報知器）を設置している文化財の割合	９３．６％	９１．８％(2004)	25
	外国人も含めた観光客の帰宅困難者マニュアルの作成、災害対応訓練の実施	マニュアル作成・訓練実施	－	26
6　復興を視野に入れる	り災証明発行業務マニュアルの作成、市町村研修会の開催	マニュアル作成・研修会開催	－	27
	地震保険世帯加入率	１８．５％	１５．８％(2005)	28

Ⅷ　アクションプログラムの推進体制

アクションプログラムは、地震対策推進会議をはじめ全庁的な組織体制により推進して参ります。

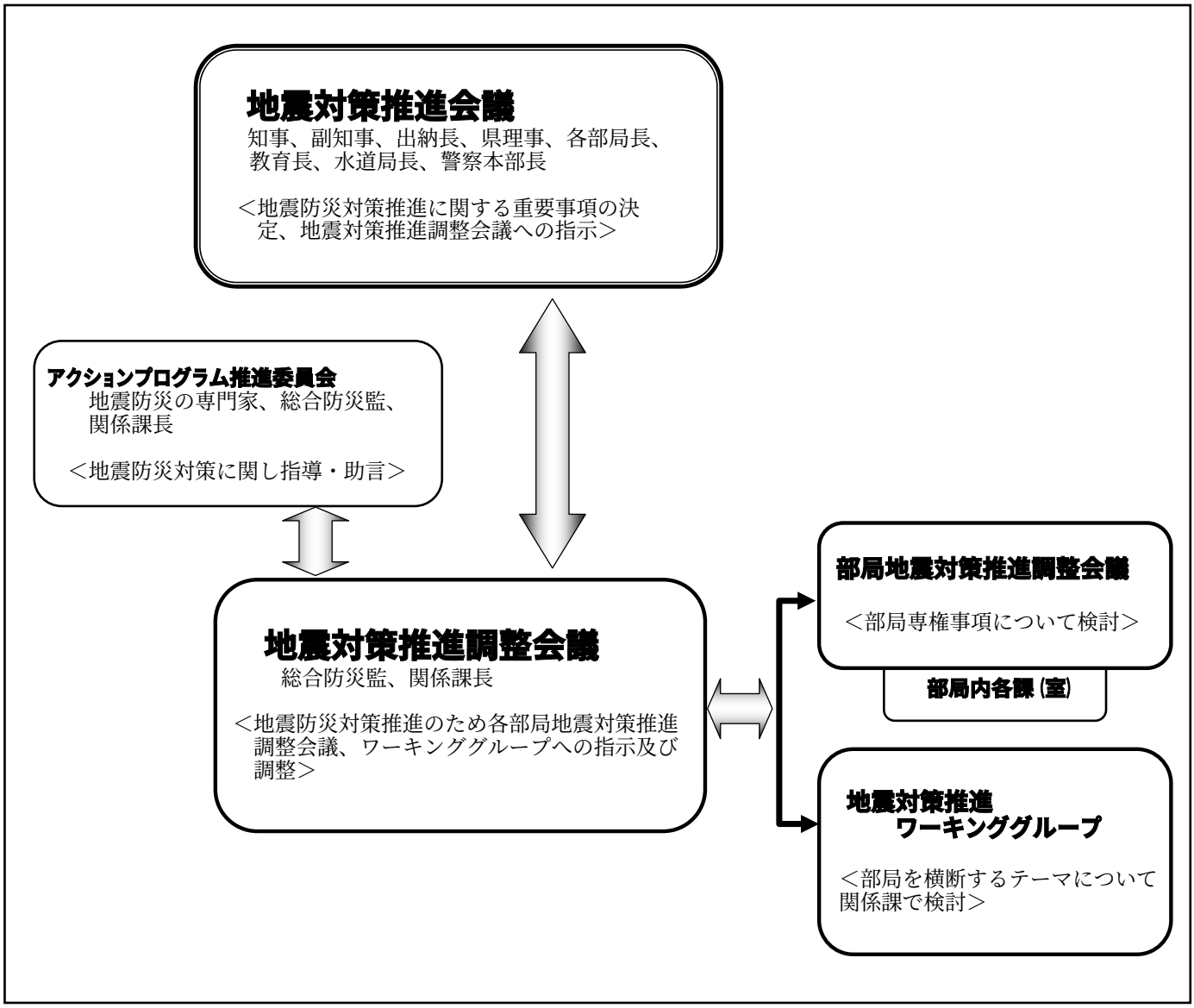

資　料　編

Ⅰ　奈良県地震防災対策アクションプログラムの概要

Ⅰ アクションプログラムの基本理念と減災目標

１．基本理念

２１世紀前半の地震活動期を生き抜くため、防災協働社会を実現し、安全・安心の奈良県づくりを目指す

２．減災目標

大規模地震発生時の想定人的被害（第２次奈良県地震被害想定調査値・２００４年）を今後１０年間で半減　【基準値　５，１５３人（２００４想定）】
（国の地震防災戦略の考え方〔今後１０年間で東南海・南海地震の死者数を半減〕に準じ、今後１０年間で奈良県が目指すべき減災目標。）
※減災目標を達成するため２８の「具体目標」を設定（１０の「施策の柱」毎に数個ずつ設定）。

３．アクションプログラムの位置づけ

① 奈良県地域防災計画（震災対策計画編）に基づき実施する施策のうち、今後３０年を見据えて、当初の１０箇年で重点的に取り組む事業の実施計画。
② やまと２１世紀ビジョンとの整合を図る。
③ 国（中央防災会議）の地震防災戦略とも整合を図る。

Ⅱ アクションプログラムの考え方

１．目的

地震災害に強い奈良県づくりを目指し、地域防災計画の実効性を高めるため、県が実施する地震防災対策を体系化した、個別の項目ごとの具体的な実施計画であるアクションプログラムを策定する。

２．計画期間

平成１８年度から平成２７年度までの１０箇年。

３．アクションプログラムの体系

（１）施策の柱
　地震防災対策の目的である地震被害の軽減を図るため１０の施策の柱を設定。
（２）施策項目
　施策の柱を推進するため４１の施策項目を設定。
（３）アクション目標
　施策項目を推進するため９４のアクション目標を設定。
（４）アクション項目
　アクション目標を推進するため３０１のアクション項目を設定し、実施期間、実施主体、県の役割、担当課を記載。

＜施策の柱＞
1　地震に強い県土をつくる
2　地域の防災力を向上させる
3　的確な防災情報処理を実施する
4　人的資源を確保する
5　県民に対して５つのサービスを行う
　5-1　いのちを守る
　5-2　安全・安心を守る
　5-3　生活基盤を安定させる
　5-4　県民の生活を支援する
　5-5　古都奈良のイメージを守る
6　復興を視野に入れる

４．計画の推進

（１）アクション項目の実施期間を以下のとおりに区分して推進。
　①短期：概ね２年程度で完了または集中実施
　②中期：概ね５年程度で完了
　③長期：１０年以上継続的に実施
（２）早期に実践すべきアクション項目については、平成１８年度から迅速に着手。
　（アクションプログラムの策定を待たずにすぐにでも着手すべきものは、平成１７年度から着手している。）
（３）計画の具体的な推進のため、適正な進行管理を行う。
（４）今後定期的に、アクションプログラムを見直す。

Ⅲ 実施期間別の主なアクション項目の内容

アクション項目の「実施期間」分類の考え方

① アクション項目の短期・中期・長期の分類は、可能な限り短期に分類。
② 計画・マニュアル・指針等の作成、防災訓練の実施や県民への啓発事業については、原則として短期に分類。
　ただし、計画・マニュアル・指針等の見直し、防災訓練の実施や啓発事業は繰り返し継続して実施。
③ 災害に強い道路網の整備や災害対応の拠点となる施設の耐震化などについては、計画的に取り組む必要があるとともに財政的な制約もあることから長期に分類。

１．短期　（概ね２年程度で完了または集中実施）

＜例示＞
○啓発　→　家具・ロッカー等の転倒防止対策の啓発、自主防災組織の組織化の推進等
○連携の強化　→　ライフライン関係機関、災害ボランティア団体、市町村、国・他府県等との連携
○マニュアル作成　→　災害対策本部運営マニュアル、各課の業務別マニュアルの作成等
○指針・計画作成　→　県有建築物の耐震化促進指針、住宅・建築物耐震化促進計画の作成等
○訓練実施　→　災害対応訓練、幼稚園・学校等における防災教育・訓練の実施、道路啓開訓練の実施等

など　計２２８項目

２．中期　（概ね５年程度で完了）

＜例示＞
○システム構築　→　総合防災情報システムの整備、河川・砂防情報システムの機能強化等
○施設整備　→　広域防災拠点の整備、県営水道施設の耐震化の促進等
○その他　→　企業の業務継続計画（BCP）の作成支援等

など　計４３項目

３．長期　（１０年以上継続的に実施）

＜例示＞
○基盤整備　→　道路整備、地すべり・急傾斜地崩壊対策、河川整備、ため池防災対策事業等
○耐震化　→　災害対応拠点施設・学校施設の耐震化促進、住宅・民間建築物の耐震化推進等
○その他　→　文化財の防火対策の推進等

など　計３０項目

合計３０１項目

Ⅱ　アクションプログラムの構造化（連関図の作成）

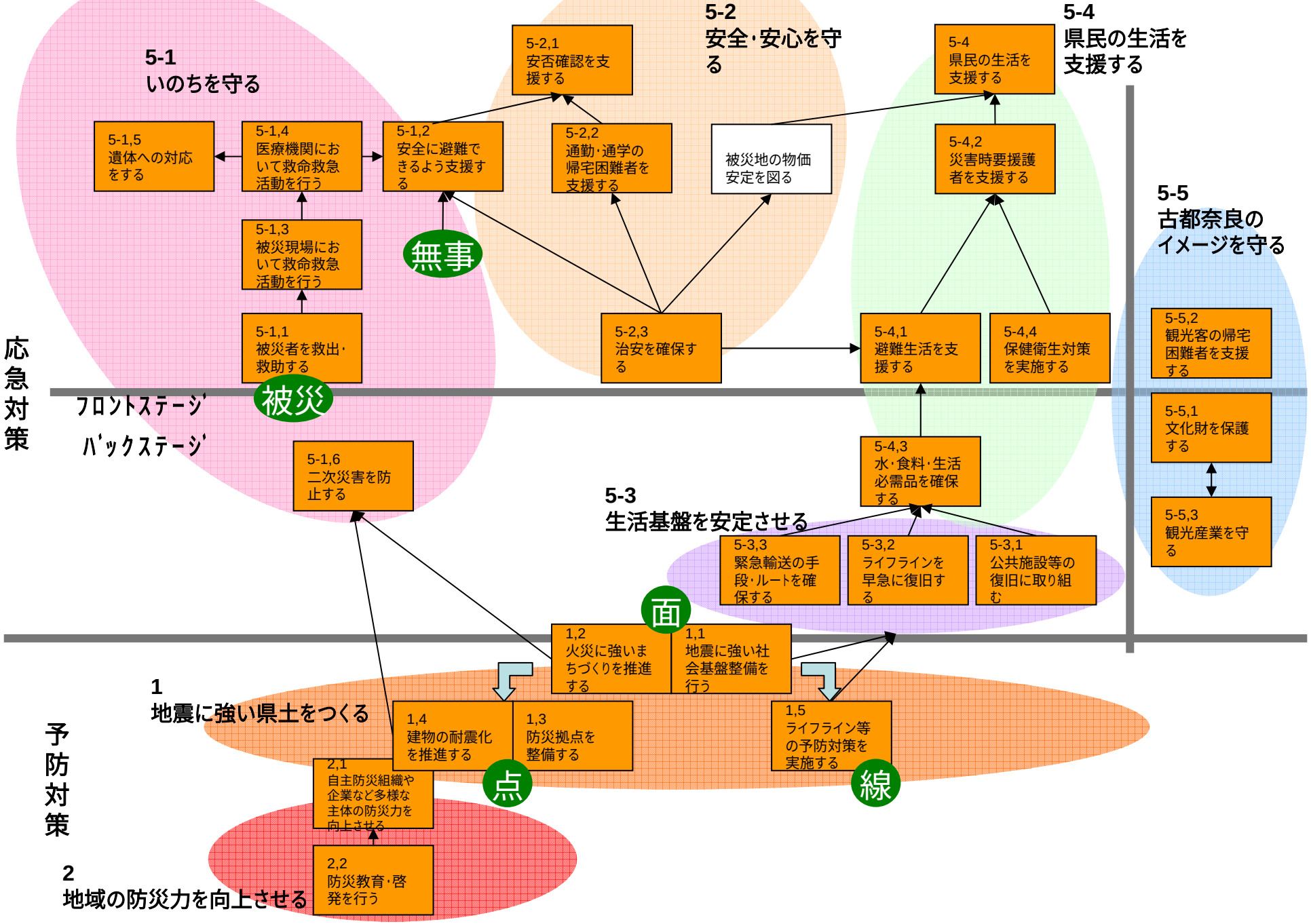

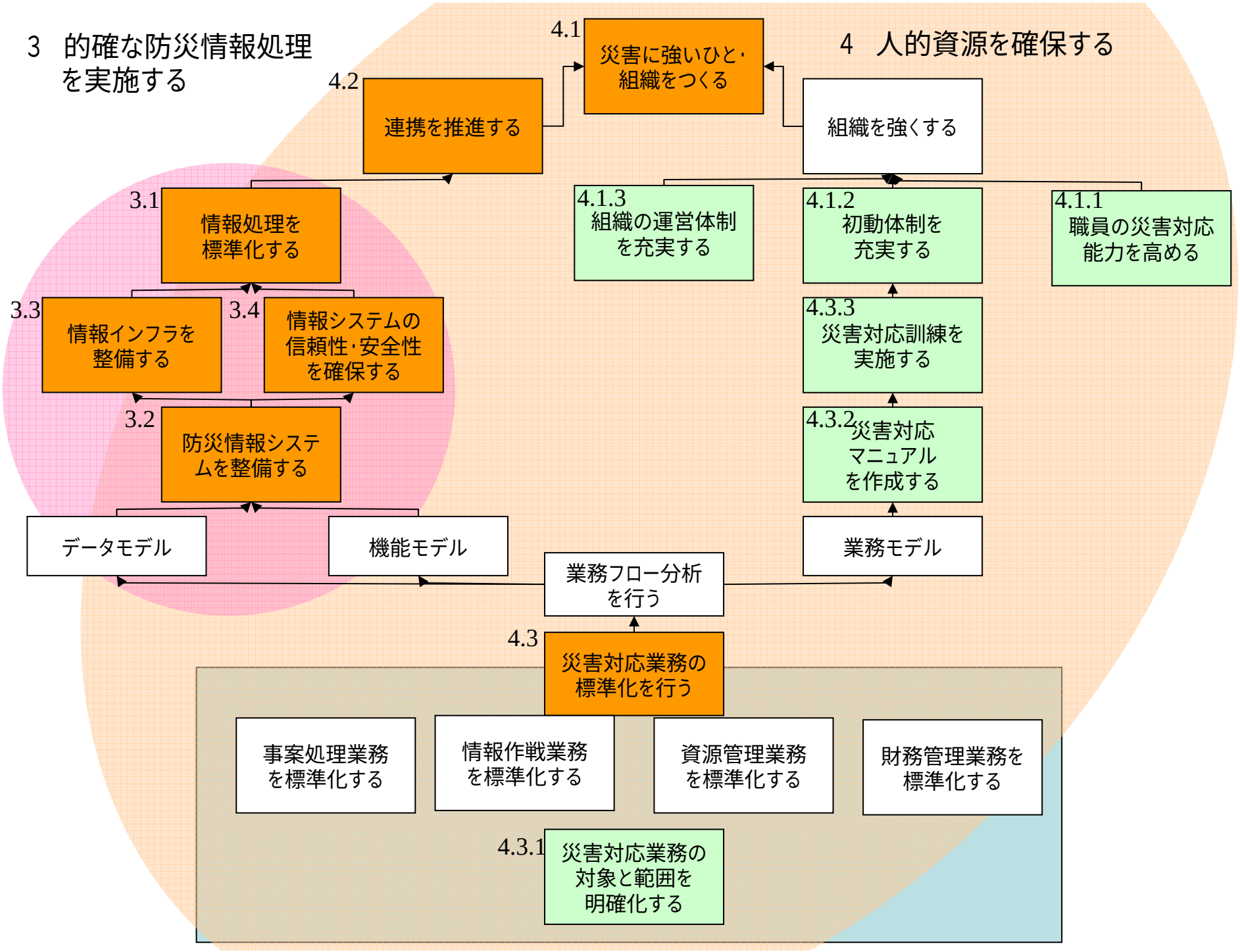
3　的確な防災情報処理を実施する
4　人的資源を確保する
4.1 災害に強いひと・組織をつくる
4.2 連携を推進する
組織を強くする
3.1 情報処理を標準化する
4.1.3 組織の運営体制を充実する
4.1.2 初動体制を充実する
4.1.1 職員の災害対応能力を高める
3.3 情報インフラを整備する
3.4 情報システムの信頼性・安全性を確保する
4.3.3 災害対応訓練を実施する
3.2 防災情報システムを整備する
4.3.2 災害対応マニュアルを作成する
データモデル
機能モデル
業務モデル
業務フロー分析を行う
4.3 災害対応業務の標準化を行う
事案処理業務を標準化する
情報作戦業務を標準化する
資源管理業務を標準化する
財務管理業務を標準化する
4.3.1 災害対応業務の対象と範囲を明確化する

6　復興を視野に入れる

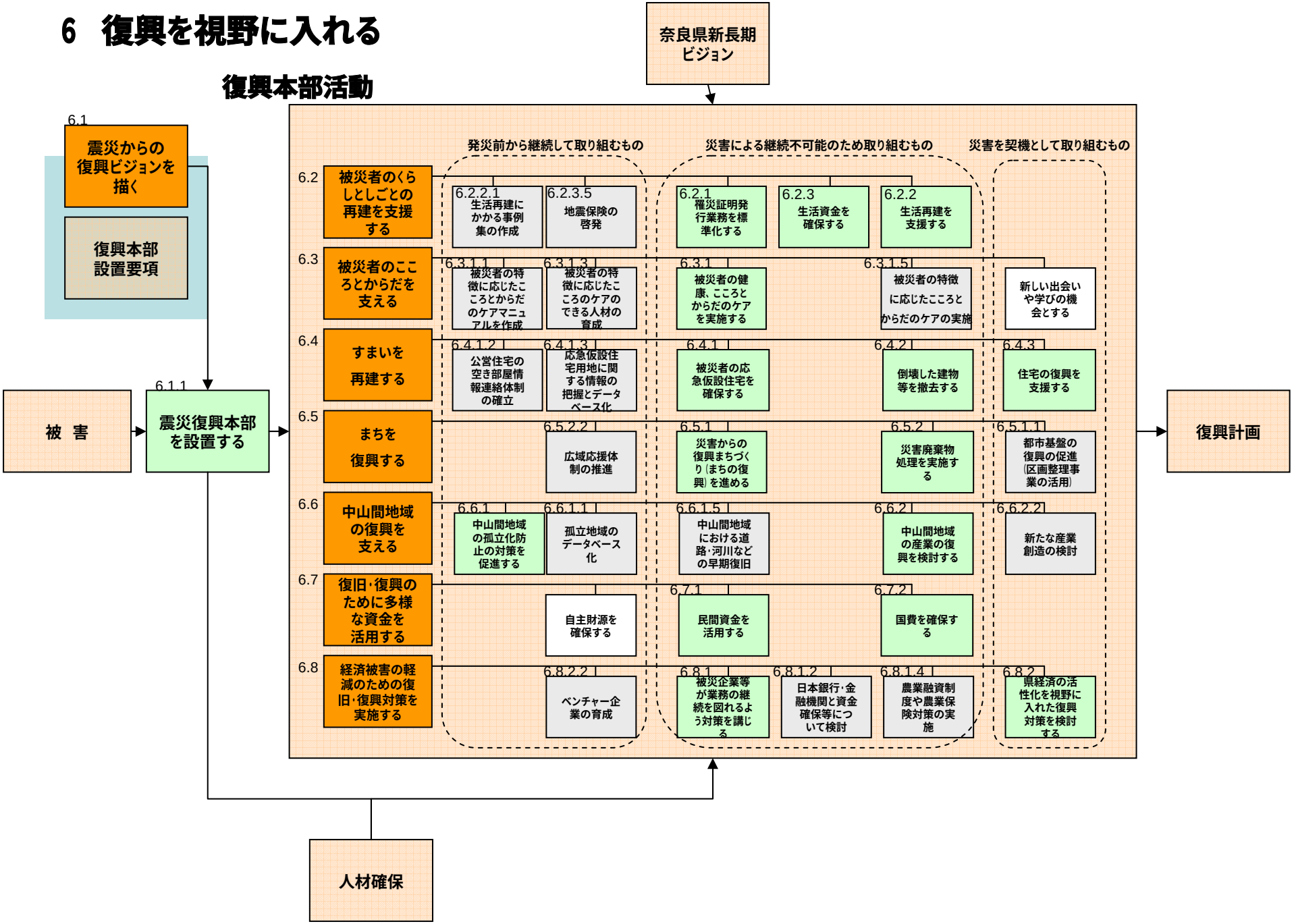
奈良県新長期ビジョン
復興本部活動
6.1
震災からの復興ビジョンを描く
復興本部設置要項
被　害
6.1.1
震災復興本部を設置する
発災前から継続して取り組むもの
災害による継続不可能のため取り組むもの
災害を契機として取り組むもの
6.2
被災者のくらしとしごとの再建を支援する
6.2.2.1
生活再建にかかる事例集の作成
6.2.3.5
地震保険の啓発
6.2.1
罹災証明発行業務を標準化する
6.2.3
生活資金を確保する
6.2.2
生活再建を支援する
6.3
被災者のこころとからだを支える
6.3.1.1
被災者の特徴に応じたこころとからだのケアマニュアルを作成
6.3.1.3
被災者の特徴に応じたこころのケアのできる人材の育成
6.3.1
被災者の健康、こころとからだのケアを実施する
6.3.1.5
被災者の特徴に応じたこころとからだのケアの実施
新しい出会いや学びの機会とする
6.4
すまいを再建する
6.4.1.2
公営住宅の空き部屋情報連絡体制の確立
6.4.1.3
応急仮設住宅用地に関する情報の把握とデータベース化
6.4.1
被災者の応急仮設住宅を確保する
6.4.2
倒壊した建物等を撤去する
6.4.3
住宅の復興を支援する
6.5
まちを復興する
6.5.2.2
広域応援体制の推進
6.5.1
災害からの復興まちづくり（まちの復興）を進める
6.5.2
災害廃棄物処理を実施する
6.5.1.1
都市基盤の復興の促進（区画整理事業の活用）
6.6
中山間地域の復興を支える
6.6.1
中山間地域の孤立化防止の対策を促進する
6.6.1.1
孤立地域のデータベース化
6.6.1.5
中山間地域における道路・河川などの早期復旧
6.6.2
中山間地域の産業の復興を検討する
6.6.2.2
新たな産業創造の検討
6.7
復旧・復興のために多様な資金を活用する
自主財源を確保する
6.7.1
民間資金を活用する
6.7.2
国費を確保する
6.8
経済被害の軽減のための復旧・復興対策を実施する
6.8.2.2
ベンチャー企業の育成
6.8.1
被災企業等が業務の継続を図れるよう対策を講じる
6.8.1.2
日本銀行・金融機関と資金確保等について検討
6.8.1.4
農業融資制度や農業保険対策の実施
6.8.2
県経済の活性化を視野に入れた復興対策を検討する
復興計画
人材確保

III アクションプログラムの策定体制

アクションプログラム策定にあたり、以下の体制で策定作業を進めてきました。

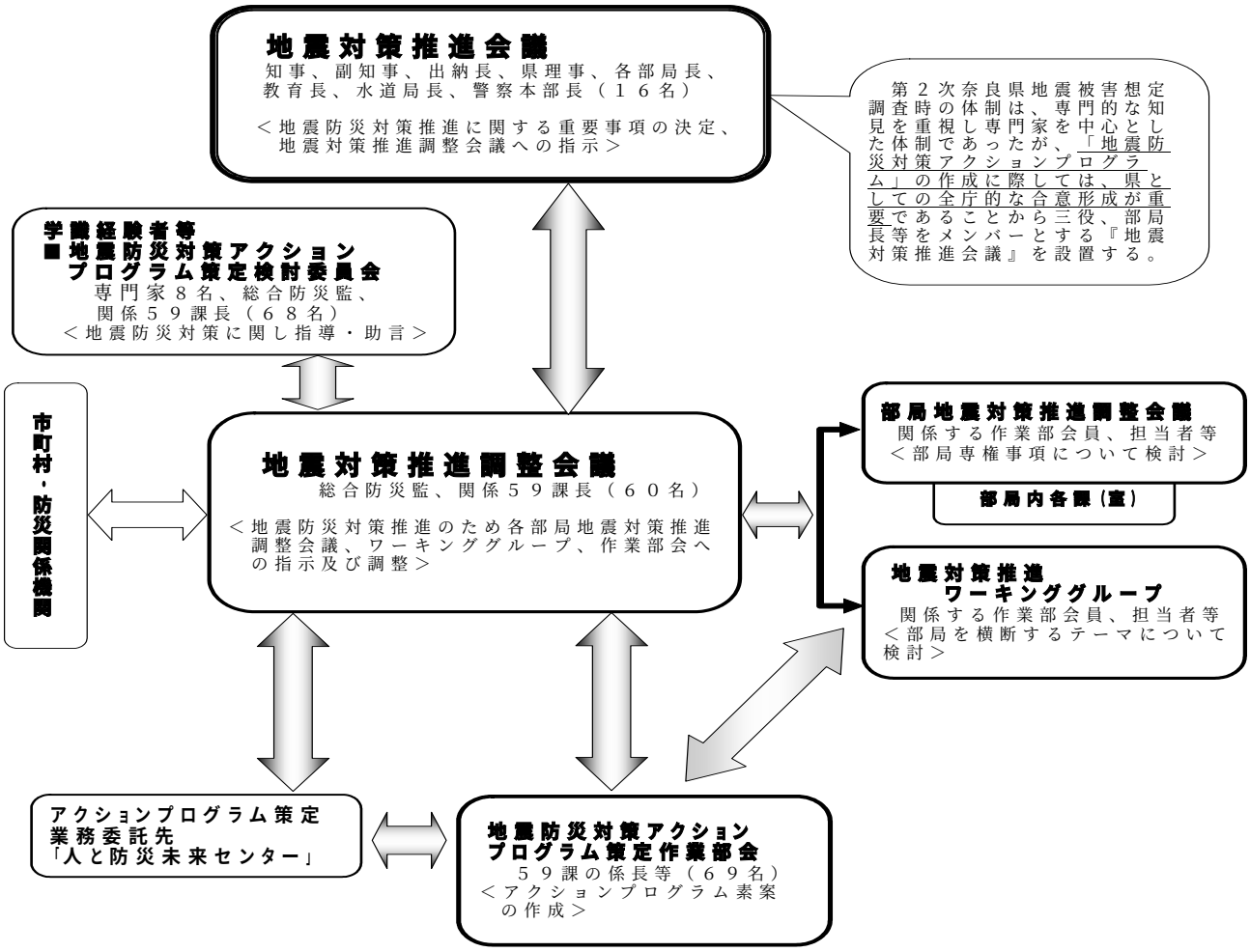

アクションプログラム策定プロジェクトメンバー

作業部会･重点課題検討会等でご指導いただいた先生方

所　　属	氏　　名
京都大学防災研究所巨大災害研究センター長	林　　春　男
京都大学防災研究所巨大災害研究センター助教授	牧　　紀　男
千里救命救急センター所長	甲　斐　達　朗
人と防災未来センター専任研究員	永　松　伸　吾
人と防災未来センター専任研究員	越　山　健　治
人と防災未来センター専任研究員	平　山　修　久
防災科学技術研究所・地震防災フロンティア研究センター研究員	堀　江　　啓
防災科学技術研究所・地震防災フロンティア研究センター研究員	馬　場　美智子
京都大学防災研究所巨大災害研究センターCOE研究員	田　村　圭　子
京都大学防災研究所巨大災害研究センター研究員	吉　富　　望
京都大学防災研究所巨大災害研究センター研究員	浦　川　　豪
京都大学情報学研究科博士課程１年	井ノ口　宗　成
京都大学情報学研究科博士課程１年	東　田　光　裕
京都大学情報学研究科修士課程１年	佐　藤　翔　輔

奈良県地震防災対策アクションプログラム策定検討委員会　委員名簿

平成１７年４月１日現在

（専門家）　　＜五十音順＞

	所　　属	氏　名	備考
1	奈良大学文学部地理学科教授	碓井　照子	
2	神戸大学都市安全研究センター教授	沖村　孝	副委員長
3	京都大学防災研究所長	河田　惠昭	委員長
4	京都大学防災研究所教授	中島　正愛	
5	奈良女子大学大学院人間文化研究科教授	野田　隆	
6	京都大学防災研究所地震予知研究センター教授	橋本　学	
7	京都大学防災研究所巨大災害研究センター長	林　春男	
8	消防研究所理事長	室崎　益輝	

（県）

	部	課
1	総務部	総合防災監
2		総合調整室長
3		広報広聴課長
4		総務課長
5		人事課長
6		自治能力開発センター所長
7		税務課長
8		管財課長
9		市町村課長
10		消防防災課長
11		情報システム課長
12	企画部	地域政策課長
13		資源調整課長
14	観光交流局	観光課長
15		文化国際課長
16		交通政策課長
17	福祉部	福祉政策課長
18		障害福祉課長
19		長寿社会課長
20	こども家庭局	こども家庭課長
21	健康安全局	医務課長
22		医大･病院課長
23		健康増進課長
24		薬務課長
25		生活衛生課長
26		食品･生活安全課長
27	生活環境部	県民生活課長
28		男女共同参画課長
29		環境政策課長
30		廃棄物対策課長

	部	課
31	商工労働部	商工課長
32		中小企業課長
33	農林部	農政課長
34		農業経営課長
35		農業水産振興課長
36		耕地課長
37		林政課長
38		林業基盤課長
39	土木部	監理課長
40		技術管理課長
41		道路建設課長
42		道路維持課長
43		河川課長
44		砂防課長
45		都市計画課長
46		下水道課長
47		住宅課長
48		建築課長
49		営繕課長
50	出納局	出納課長
51	教育委員会	総務福利課長
52		教育企画課長
53		教職員課長
54		学校教育課長
55		保健体育課長
56		文化財保存課長
57		教育研究所長
58	水道局	総務課長
59	警察本部	警務課長
60		警備第二課長

Ⅳ　アクションプログラム策定スケジュール　（１）

時期	部局	備考
３月 下旬	3/23　■地震対策推進調整会議	対象者：アクションプログラム策定作業部会員等 総合防災監＋作業部会員（５９課７９名） 内　容：地震防災対策アクションプログラムの必要性について共通認識を得る その他：庁内職員から施策アイデアを募集、地域防災計画の見直し、災害対応マニュアルの作成依頼
４月 上旬	4/1午後　□地震対策推進会議	
中旬	4/14午後　アクションプログラム策定研修会	
下旬	4/21終日　▼第１回アクションプログラム策定作業部会	対象者：作業部会員（５９課７５名） 内　容：①全体フレームの検討 ②「施策の柱」の検討
５月 上旬	◎庁内公募、国・先進県等の施策調査	
中旬		対象者：作業部会員（５９課７３名） 内　容：①「施策の柱」と「施策項目」を検討 ②重点課題の抽出
下旬	5/26終日　▼第２回アクションプログラム策定作業部会	
６月 上旬	◎重点課題検討会（１０回）	対象者：各回毎に関係作業部会員等を選定 内　容：「施策の柱」毎に「施策項目」「アクション目標」「アクション項目」を検討
中旬		
下旬		対象者：作業部会員 内　容：アクションプログラム素案の検討
７月 上旬	7/ 7終日　▼第３回アクションプログラム策定作業部会	対象者：庁内委員（総合防災監＋関係課長） 内　容：アクションプログラム素案の庁内合意
中旬	7/21　■地震対策推進調整会議	
下旬	7/26　★第１回アクションプログラム策定検討委員会	対象者：専門家委員＋庁内委員 内　容：アクションプログラム素案に対する助言等

アクションプログラム策定スケジュール（２）

時期	部局	備考
８月 上旬		
中旬	8/11、12　◎重点アクション検討会（部局横断の課題）	内容：アクションプログラム事務局案報告
下旬	『アクションプログラム（事務局案）』	
９月	9/1午前　□地震対策推進会議（第２回） 9/9午前　■地震対策推進調整会議	内容：アクションプログラム事務局案報告
10月	10/13　◎重要指標検討会 10/24午後　★第2回アクションプログラム策定検討委員会	
11月		内容：アクションプログラム中間報告案報告
12月	□地震対策推進会議（第3回） （中間報告案について）	
１月	1/12午後　■地震対策推進調整会議	内容：アクションプログラム中間報告案報告
２月	2/9午前　★第3回アクションプログラム策定検討委員会	中間報告 ○パブリックコメントの実施
３月	■地震対策推進調整会議 □地震対策推進会議 （最終報告について）	最終報告

Ⅴ　用語解説集

【あ行】

液状化

地盤の中には土の粒子が重なりかみ合っていて、地下水位以下の地盤ではそのすきまの中に地下水がある状態となっている。ところが、地震によって揺すられると、土粒子のかみ合わせが徐々にはずれて、ついには土粒子がばらばらになり、地下水の中に浮いたような状態になることをいう。

液状化による被害は、①地盤の支持力が低下することにより発生する建物等の沈下や傾斜、②噴砂（水と砂が地中から噴き上げてくる現象）などによる被害がある。

ＮＰＯ

非営利組織（Non Profit Organization）。民間、一般市民によって自主的に構成された、政府、行政、企業とは、一線を画する営利を目的としない組織をいう。

【か行】

活断層

最近の地質時代（第四紀：約２００万年前から現在）に繰り返し動き、将来も活動することが推定される断層をいう。

本県で活断層による地震発生により大きな被害をもたらすものとして奈良盆地東縁断層帯、中央構造線断層帯など８つの活断層があり、平成１６年１０月に第２次奈良県地震被害想定調査結果を公表した。

→ http://www.pref.nara.jp/syobo/higaisotei/souteityousa.html

企業の災害時業務継続計画（ＢＣＰ）

企業が被災しても重要事業を中断させず、中断しても可能な限り短期間で再開させるための計画（Business Continuity Plan）。具体策としては、バックアップシステムの整備、代替オフィスの確保、迅速な安否確認などが挙げられる。

共助

災害に備え、いざ被害に遭遇したときには、「自助」「共助」「公助」の３つの力が大切だといわれている。「自助」とは自分の力で、「共助」とは地域社会との普段からのつながり・つきあいによって、「公助」は、国・都道府県・市町村など行政の力により、災害に備え、乗り切ること。

緊急消防援助隊

阪神・淡路大震災での教訓を踏まえ、地震等の大規模・特殊災害が発生した際に応援部隊の早期出動により、効果的かつ迅速に人命救助活動等を実施する消防の援助体制を国として確保することを目的に、平成 7 年度に創設された。また、平成 15 年 6 月に消防組織法の改正により法制化、平成 16 年 4 月から法制度上明確化のうえ発足した。

総務大臣の策定する施設の整備や編成等の基本的な事項に関する計画に基づいて、消防

庁長官が部隊を登録、大規模・特殊災害発生時には、消防庁長官の指示または求めにより、これらの部隊が出動する。

警戒避難

災害を防止・軽減するためには、災害が生ずるおそれのある区域において災害に関する情報の収集・伝達、予警報の発令、伝達、避難、救助等の警戒避難体制を確立しておくことが大切である。

ＣＡＴＶ

ケーブルテレビ。アンテナを用いずに、映像を同軸ケーブル・光ファイバーケーブルを用いて伝送する有線のテレビ。双方向通信が可能。有線テレビ。

減災

災害による人命、財産ならびに社会的・経済的混乱を減らすための試み。減災のためには、「外力（地震、台風、集中豪雨、火山噴火など、身のまわりにある驚異となりうる力）」についての理解を深めることと、「地域の防災力」を向上させることが大切である。

県政出前トーク

県庁の職員が県民に対して、県政の重要課題などについて、話をさせていただくもの。防災に関するテーマとして、「みんなで取り組む震災対策」、「建築物の耐震対策」などがある。

→http://www.pref.nara.jp/koho/demaetouku/

県都市計画区域マスタープラン

本県の現状を踏まえ、都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第６条の２に基づき、おおむね２０年後の都市の姿を展望した上で、今後１０年間の都市計画の基本的な方向性を示したもの。

→http://www.pref.nara.jp/toshi/

広域災害・救急医療情報システム

消防機関、医療機関などに情報端末を設置し、端末設置医療機関の診療応需情報や空きベッドの有無などを消防機関などに提供することにより、救急患者の迅速かつ的確な搬送を支援するシステムである。また、災害時には医療機関の稼動状況、医師・看護師等スタッフの状況、医薬品の備蓄状況等災害医療の情報収集、提供を行い、災害時における医療の確保を支援する。

→ http://www.qq.pref.nara.jp/

公助

災害に備え、いざ被害に遭遇したときには、「自助」「共助」「公助」の３つの力が大切だといわれている。「自助」とは自分の力で、「共助」とは地域社会との普段からのつながり・つきあいによって、「公助」は、国・都道府県・市町村など行政の力により、災害に備え、乗り切ること。

広域防災拠点

「広域防災拠点」とは、災害発生時の活動拠点としての機能及び平常時の防災活動を支

援する機能を備えた広域的な施設をいう。

コミュニティＦＭ

ＦＭ放送局よりもっと小さい市町村単位で開設される地域密着型のメディア。コミュニティ放送ともいう。阪神大震災の時、兵庫県が臨時にコミュニティ放送局を開設し、被災者へきめの細かい情報伝達を行った。奈良県内には以下の２つの放送局がある。

・ならどっと FM 78.4MHz（奈良市）→ http://www.nara.fm/
・FM ハイホー 81.4MHz（王寺町）→ http://www.fm814.co.jp/

コミュニティビジネス

地域住民が地域の経営資源（人的資源、原材料、観光資源、伝統技術など）を活用して、地域需要を満たすために行う小規模なビジネス。女性や高齢者のグループなどによって担われることが多い。ボランティア、市民活動やＮＰＯにビジネス感覚を持ち込んだもので、雇用機会創出や地域経済の活性化とともに、高齢者の生活や子育ての支援、商店街空き店舗対策、環境問題への対応など、身近な問題の解決と合わせて、地域住民の生きがいづくりなども目的とされる。

【さ行】

災害拠点病院

災害医療機関を支援する機能を有する病院で、重症・重篤な傷病者を受け入れるなど、災害時の医療救護活動において中心的な役割を担う病院として位置づけられている。

厚生労働省の基準では、地域の災害拠点病院については、原則として、二次医療圏ごとに１カ所となっている。本県は以下の６病院が指定されている。

１　地域災害医療センター（５病院）
　①県立奈良病院、②済生会中和病院、③近畿大学医学部奈良病院、④大和高田市立病院、⑤県立五條病院
２　基幹災害医療センター（１病院）
　県立医科大学附属病院

災害時要援護者

必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々。障害者・高齢者・乳幼児・妊産婦・外国人などをいう。

災害伝言ダイヤル

災害時安否情報に用いられる留守番電話風のシステム。地震などの災害の発生により被災地への通信が増加し、電話がつながりにくい状況になった場合に提供が開始される。「１７１」をダイヤルして指示に従うことで、利用できる。

→ http://www.ntt-west.co.jp/dengon/

災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）

ＤＭＡＴ（Disaster Medical Assistance Team）とは、災害現場に派遣される医療チー

ムのこと。日本では初めて東京都に設立された。

ＧＩＳ（地理情報システム）

地理情報システム（GIS：Geographic Information System）は、地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータ（空間データ）を総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術である。

自主防災組織

地域の防災力を高めるため、「自分たちの家族やまちは自分たちで守る」という意識のもと、住民同士が協力して防災活動を行う組織。阪神・淡路大震災では、救出された人のうち、実に約９８％が近隣住民などによって救出された。コミュニティのしっかりしている地域ほど多くの命が助けられた。

奈良県の自主防災組織率は２００５年４月現在で２７．１％（全国平均６４．５％）。

自助

災害に備え、いざ被害に遭遇したときには、「自助」「共助」「公助」の３つの力が大切だといわれている。「自助」とは自分の力で、「共助」とは地域社会との普段からのつながり・つきあいによって、「公助」は、国・都道府県・市町村など行政の力により、災害に備え、乗り切ること。

地震活動期

地震の発生には頻繁に地震が発生する時期とあまり地震のない時期を繰り返す周期があることが知られている。１９９５年の阪神・淡路大震災は地震の活動期が西日本にも再びめぐってきたことを示している。南海トラフのプレート境界巨大地震の約５０年前から約１０年後の期間のこと。

地震防災戦略

大規模地震について、被害想定をもとに人的被害、経済被害を軽減するための具体的目標（減災目標）等を定めたもの。平成１７年３月の中央防災会議において、東南海・南海地震の地震防災戦略が策定された。この「地震防災戦略」の緊急に取り組むべき事項と目標を、国、地方公共団体、関係機関、住民等間で共有し、その達成に向け、対策の強化、充実を図るものとされている。

→ http://www.bousai.go.jp/jishin/senryaku/index.html

指定寄付金制度

公益法人等が行う、広く一般に募集する募金で、教育又は科学の振興、文化の向上等の公益の増進に寄付するための支出で、緊急を要するものに充てられることが確実なものとして、財務大臣が期間及び目標総額を定めて指定したものに対する寄付金をいう。

浸水想定区域図

浸水想定区域とは、洪水などにより河川の堤防が決壊した場合に浸水が予想される区域のことで、河川管理者が指定する。また浸水想定区域図は、その浸水想定区域と区域内の浸水深を示した図面である。事前に浸水想定区域・浸水深を把握しておくことで、少しでも被害を少なくするために指定・公表する。

図上訓練
　一定の役割を付与された訓練参加者とグループが、擬似的な災害状況下で、決められた役割に従って災害対応行動を行う実践的な訓練のことである。従来から実施されているシナリオが決まっているいわゆる「展示型訓練」とは異なり、訓練参加者は自らの行動を自らの判断で決めなければならず、意思決定を訓練することが可能となる。

【た行】

地域の防災力
　私たち自身、あるいは地域自体が持っている災害に対処できる能力のこと。
　地域防災力の向上のため、防災活動のリーダーの育成、消防団・自主防災組織の充実、地域の安全性点検、企業の防災活動を推進することなどの対策が必要となる。

地域防災計画
　地域における防災の総合的な計画。地方公共団体の防災に関し、当該地方公共団体やその地域に係る行政機関及び公共機関等の処理すべき事務又は業務等について定めている。毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならないこととされている。
　→http://www.pref.nara.jp/syobo/sinsai-keikaku/sinsai-keikaku.htm

治水安全度
　治水計画における河川の安全の度合い。河川改修計画やダム建設計画を策定する際に、これまでの降雨や出水のデータに基づいて、基準地点の基本高水流量を定め、河川整備計画の基本とするが、その際に確率概念を導入し、大河川では１００～２００年に１回程度、小河川では５０～８０年に１回程度の確率で発生する流量を用いる。

中山間地域
　中山間地域とは、平野の外縁部から山間地を指す。山地の多い日本では、このような中山間地域が国土面積の６９％を占めている。また、耕地面積の４２％、総農家数の４３％、農業産出額の３８％、農業集落数の５０％を占めるなど、我が国農業の中で重要な位置を占めている。

長周期地震動
　長周期地震動とは一般にはＰ波、Ｓ波の後にくる表面波と言われており、周期は数秒から十数秒程度である。長周期地震動が発生する地域は、地表面から岩盤まで数キロも柔らかい地盤が続く深い盆地構造をもった地域であり、この盆地構造により地震動が増幅・伸張され、大振幅で継続時間の長い地震動が発生する。
　このような長周期地震動は石油タンクだけでなく、超高層ビルディング、免震構造物、長大橋など周期が数秒以上の固有周期を持つ構造物に大きな震動を引き起こし、大被害をもたらす可能性がある。

通電火災
　災害等の復旧過程で、停電していた電気が通じたことによる火災。阪神・淡路大震災で

は、倒れた家や家具が、電気器具のコード等を強く押さえつけた状態になっているところへ電気を流したために、過熱して多数出火した。避難するときに、ブレーカーを切っておくことで防ぐことができる。

ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）

「ドメスティック・バイオレンス」とは英語の「Domestic Violence」をカタカナで表記したもの。略して「ＤＶ」と呼ばれることもある。

「ドメスティック・バイオレンス」とは何を意味するかについて、明確な定義はないが、一般的には「夫や恋人など親密な関係にある、又はあった男性から女性に対して振るわれる暴力」という意味で使用されることが多い。

東南海・南海地震

大陸プレートと海洋プレートがぶつかり合い、たまったひずみが一気に解消する時に起きるプレート型地震で、東南海地震については潮岬（和歌山県）沖～浜名湖（静岡県）沖を、南海地震においては足摺岬（高知県）沖～潮岬沖を震源域とするとされる。

道路啓開

大規模な災害時には道路が通行不能となることが少なくない。道路上の障害物などの除去や応急的な道路補修により、緊急時における必要最小限の道路交通機能を回復させることをいう。

ドクターカー

医師を同乗させ、重篤な傷病者の救命処置を施す高規格救急自動車のことをいう。

トリアージ/トリアージタッグ

トリアージとは、災害医療の現場において、多数の負傷者・疾病患者が、同時発生した際に、患者の緊急度・重傷度に応じ、医療体制・設備を考慮し、治療や搬送の優先順位を決定する。このために用いられる用紙をトリアージタッグという。医療施設では医師が行うことが多く、災害現場では救急救命士が担当することが多い。

【な行】

農業制度融資

災害復旧に要する費用や経営資金などを、農林漁業者や法人等に対して、県が直接又は間接に資金を融資するもの。また利子補給により農協が低利で融資するものや、農林漁業金融公庫が低利で融資するものがある。

【は行】

ハザードマップ

地震の揺れ、河川の浸水、土砂災害など災害をもたらす自然現象を予測して、その程度を図示したもの。

被災建築物応急危険度判定

大規模な地震または大雨等によって被災した建築物が、その後に発生した余震等で倒壊したり物が落下して人命に危険をおよぼす恐れがある。そのため、被災後すぐに地方公共団体により、応急危険度判定士が被災建築物の調査を行い、その建物が使用できるか否かを応急的に判定する。

被災宅地危険度判定

大規模な地震または大雨等によって、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、要請を受けた被災宅地危険度判定士が危険度判定を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することにより、宅地の二次災害を軽減・防止し住民の安全を確保する。

避難勧告

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを勧告することができる。

また、急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示（避難指示）することができる。

風評被害

災害、事故、事件の後、根拠のないうわさや憶測等で経済的被害などが起こること。

ベンチャー企業

新技術や高度な知識を軸に，大企業では実施しにくい創造的・革新的な経営を展開する小企業。

防疫

外来および国内伝染病の侵入・流行を予防するための処置。海港および空港検疫、患者または保菌者の早期発見と隔離、媒介となる動物の駆除、予防接種など。

防災協働社会

災害からの被害軽減のためには、住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」、国や地方公共団体等行政の施策としての「公助」が適切な役割分担をしていく社会のこと。行政のみならず、住民、企業、地域のコミュニティや自主防災組織、NPO など、様々な主体が防災対策に取り組む社会のことをいう。

本プログラムでは、この防災協働社会を実現することで、安全・安心の奈良県づくりを目指すことを理念としている。

【ま行】

まほろば大使

日本の歴史文化と奈良のアイデンティティーを発信し、２０１０年に開催を予定してい

る「平城遷都１３００年記念事業」の海外に向けた積極的なＰＲを行うために委嘱された人。奈良まほろば大使の委嘱総数は、４００人程度を予定している。
　奈良まほろば大使の役割等は、①日本で最初に都が設置された奈良県の歴史、文化、自然、産業等のＰＲ等。②海外現地事情の情報を奈良県へ提供等。③奈良を象徴するピンバッチを胸に付け、名刺サイズの委嘱カードを携帯して奈良をＰＲ。

ミニ公募債
　ミニ公募債は地方債で、民間から資金調達する市場公募債の一種である。ミニ公募債は、購入対象者が発行自治体在住の住民に限定され、発行総額も公募債よりも低額のため、町村レベルでも発行できるのが特色である。

【や行】

大和路情報ハイウェイ
　「大和路情報ハイウェイ」は県域を結ぶ、高速・大容量の「情報通信基盤」である。
　①利便性が高く効率的な行政経営の推進、②“安心・安全・快適”で豊かな県民生活の実現や地場産業の活性化の推進、③情報教育等の充実など、“いつでも・どこでも・だれでも”が、安心して情報コミュニケーションを行える社会（ユビキタス社会）に対応し、魅力ある地域づくりに大きな役割を果たすことを目指している。

やまと２１世紀ビジョン
　激動の時代、未来の奈良の姿を県民とともにしっかり見据えて、施策を展開することが必要と考え、「やまと２１世紀ビジョン」を策定。「世界に光る奈良県づくり」を基本目標に、「安心」「元気」「誇り」「憩い」「未来」の５つの将来ビジョンとそれを支える「地域経営」によって、２０３５年の奈良の未来像を描いている。また、ビジョンの着実な実現と県政の緊急課題を解決していくために、県が主導的に取り組む実施計画（2006～2010）を策定。
　→ http://www.pref.nara.jp/vision/index.html

【ら行】

り災証明
　災害時の市区町村の行政証明事務として、り災状況を証明するもの。災害時は市区町村長が、火災時は消防署長が発行する。証明の範囲は、災害対策基本法第２条第１号に規定する災害で、住家については全壊・全焼、流失、大規模半壊、半壊・半焼、床上浸水、床下浸水、人については死亡、行方不明、負傷である。なお、り災証明は、発行手数料は免除され、各種被災者支援対策の受給資格の証明となるものである。

流通備蓄
　災害発生時に必要となる物資の供給について、業者等と協定を結ぶなどして、業者の在庫として常時一定量を確保すること。

【わ行】

ワンストップサービス

一度の手続きで、必要とする関連作業をすべて完了させられるように設計されたサービス。行政改革の一環として、行政手続きの電子化や広域連携によって、手続き回数を減少させ、コスト削減と利便性の向上を図る構想のこと。例えば、住民票の異動に際して、転出の届出と転入の届出とを同時に行えるようにする、などといったものである。また、窓口だけでなくパソコンや情報端末からの手続きを可能にすることも目指している。

お知らせ

〇本報告書や、その他の参考資料は、以下のホームページに掲載しておりますので、併せてご覧ください。

http://www.pref.nara.jp/bosai/tokatsu/index.htm

発　行

奈良県総務部知事公室防災統括室

〒630-8501　奈良市登大路町30

電話：0742-27-8425

http://www.pref.nara.jp/bosai/index.html

平成18年4月発行

PRINTED WITH SOY INK

大豆油インキを使用しています